

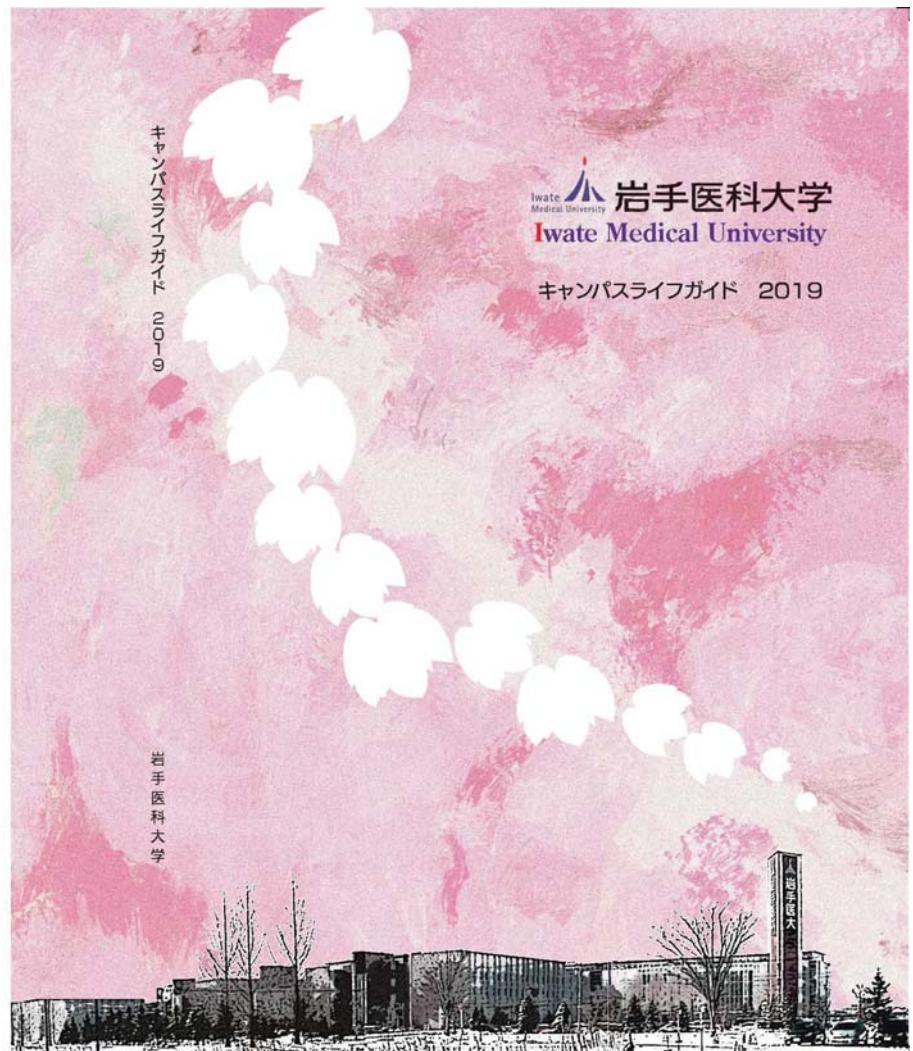
Iwate Medical University
キャンパスライフガイド 2019

2019年4月1日 発行

発行 岩手医科大学
内丸キャンパス:岩手県盛岡市内丸19-1
矢巾キャンパス:岩手県紫波郡矢巾町西藤田2-1-1
編集 岩手医科大学学生部、学事総務課
TEL 019-651-5110(ダイヤルイン)
印刷 株式会社 舞鶴社
TEL 019-624-3456

キャンパスライフガイド
2019

岩手医科大学



挨拶

医療専門人となる諸君へ

学長 祖父江 憲治

本年9月には、1,000床規模の世界屈指の矢巾新病院が開院します。現在は外装工事が終了し、内装工事と医療機器搬入の段階に入っています。今後は矢巾新病院開院とともに、内丸の現病院を内丸メディカルセンターとし、二大病院の運営という本学にとって未体験ゾーンに入ることになります。矢巾新病院は入院を中心とした最先端の先進医療病院、内丸メディカルセンターは外来を中心とした高度治療病院としての役割を果たすことになります。本学建学の根幹である地域医療と、先進医療による特定機能病院という県民の負託に応えてまいります。矢巾新病院に統一して、内丸メディカルセンターの新・改築を早期に実現し、岩手県のみならず北東北、さらに東北における医療中核拠点としての使命を果たしてまいります。

矢巾新病院と内丸メディカルセンターは、医療系総合大学としての医・歯・薬・看4学部の学生諸君にとっても、壮大な実地教育病院となります。本学の大きな特徴は、医・歯・薬・看4学部の学生が同一キャンパスに学び、地域医療と多職種連携のチーム医療を、学生時代から実体験できる恵まれた環境にあることです。また、本学では学部を超えた「連携教育・連携診療・連携研究」を行い、全学を挙げ医療系総合大学としての特徴を最大限発揮できる体制を整えています。また卒後医療人教育においても、本学のみならず全国から医療人を受け入れ、より多数の高度専門医療人を育成し、本学から岩手県、北東北、東北さるには日本全国へ輩出し、医療系総合大学としての役割を遂行し、進歩し発展する大学としてまいります。

最近の傾向として、全学部の1・2年生諸君の中に、低学年クライシスと言われる現象が散見されるようになってきました。これは本学のみならず、全国的な問題です。入学¹目標で入学後に将来の目標を失う、勉学方法(ラーニングスキル)が分からぬなど、原因は多種類です。この低学年クライシスを解決出来ないままに進級しますと、高学年になってついていけないという事態に陥ります。早期に低学年クライシスを見つけ出し、解決することが重要です。思い当たる節のある学生諸君は、一人で悩まず早い時期に教員・友人・家族に相談してください。大学では、諸君の悩みごとについて対応する体制をとっています。

次世代型最新鋭コンピューターを搭載した7テスラMRI(超高磁場MRI)研究センター、速く動く臓器(例えば心臓)の疾患の診断に欠かせない世界最高速CTをはじめ、数多くの診療・研究機器を充実させ、本学における教育・診療・研究環境の向上に努めています。

諸君は本学のすばらしい教育、診療、研究環境の中で充実したキャンパスライフを送って頂き、患者さんに寄り添うやさしい心と、幅広い見識、さらに深い人間性を有する高度医療専門人に育って頂く事を願っております。

役職者一覧



教授一覧は上記 QR コードから閲覧可能です。
<http://w3j.wate-med.ac.jp/gakumuka/dg/2019/photolist.pdf>

岩手医科大学学生支援方針及び各指針

医療人になる意欲と能力のある学生が本学で学業に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生部・各種委員会やセンターの組織を核に、教職員全体が建学の精神である「誠の人間の育成」にもとづいたきめ細かな学生支援を次のとおり行います。

学生支援方針

- 修学支援のために: 全学教育推進機構および各学部教務委員会を中心として、医療系学部学生として卒業時に求められる知識、態度と技能を、定められた期間内に修めることが出来るように学修支援のしくみと学修環境を整備します。また、障がいのある学生が就学し、学修を継続できるような支援を目指します。
- 生活支援のために: 学生部と健康管理センターを中心として、有意義な学生生活が送れるように適切に支援します。学生の自律的成長を促すため、心身および経済的に安定した学生生活が送れるように支援します。また、学生が、主体的に自分自身への問い合わせを発し、さまざまな体験を通して自らの学びのなかで自己を確立するとともに「共生」や「協働」といった考え方や態度を身につけられるように、課外活動を支援します。
- 進路支援のために: キャリア支援センターを中心として、学生が社会的および職業的に自立した個人としての自分らしい人生のあり方を追求できるように支援します。あわせて、学生が一生を通じて自らの質質を向上させ、教養をもって社会に貢献できる人となるように支援します。また、担任制度等を通じて、進路選択に関する助言を与えます。卒業後の進路に関して情報収集し、在学生の進路指導に役立てます。

心面での支援に関する指針

- 健康管理センターを中心として、学生が健やかに学業を修めることができるよう、身体及び精神面での相談と支援にあたるとともに、定期的な健康診断や予防接種を実施し健康の保持増進を図ります。
- 各学部及び教養教育センターでは、担任、チューター及びキャンパスサポーター制度を活用し、学生が多面的に相談できる環境を整備します。
- 学内外における教育現場での多様な心面でのイベントに対応できるよう支援にあたります。学内外の教育現場における様々な事案に備え支援にあたります。

学業面での支援に関する指針

- 学生が所定の学業修業年限内に到達目標に達するように、学業進捗状況の把握に努めます。
- 習熟度に応じた学修プログラムを用意します。
- 非常災害時あるいは病気や不慮の事故等で一時的に授業に参加できない学生に対して、e-learning や補講、補充実習による支援を行います。

学修環境の整備に関する指針 教育・研究環境整備方針を参照

経済的支援に関する指針

- 誠の医療人にふさわしい資質を有し、学業優秀な学生に対して、給付型奨学金を整備します。
- 災害等により、重大な被害を受けた学生に対して、学費を軽減する制度を作ります。

課外活動支援に関する指針

1. 各種のクラブ(部・同好会)やボランティアなどの課外活動を推奨します。
2. 学生の自立性を育む、それぞれの活動は学生会が所管します。
3. 課外活動を行うための環境整備に努めます。

教育・研究環境整備方針

学祖の三田後次郎は、複数の専門職から構成される医療の本質を見抜き、明治 30 年に医師のみならず助産師と看護師(当時の産婆と看護婦)の養成機関を設けました。その精神をもとに、岩手医科大学は医療系総合大学として、教育・研究環境を整備します。

1. 全学部の学生と教職員が幅広く交流できるように、各学部固有の施設を設けること無く、統合された教育棟と研究棟を配置し、共用の図書館や研究施設および福利厚生施設を配置します。
2. 教育と研究の質の向上に向けた環境を整備します。
 - (1) 学生のコミュニケーション能力と協調性を培う学生室
 - (2) 学生が能動的に学修するような設備・什器
 - (3) 共修と交流が活発化するような Learning commons と Academic café
 - (4) 自學・自修を促すような遠隔学修環境(e-learning)
 - (5) 最先端の情報に触れることができるような情報通信環境と図書館
 - (6) 技能・態度の向上に向けたシミュレーション環境
 - (7) 共有化を進めた研究室
 - (8) 安全性と防災性に配慮した施設・設備と運用
 - (9) 学体系と研究手法を重視した研究室配置
 - (10) 臨床実習・実務実習・臨地実習を行う学生が集って共修する学修室
 - (11) 病棟と近接した医局
 - (12) 秘匿性が求められる情報と試料が厳密に管理できる施設・整備
 - (13) 先端研究を促す研究支援部門
 - (14) 研究の倫理性と妥当性を検証する研究審査部門
3. 全学部の学生と教職員が、限られた教育・研究資源(教員、設備・装置・什器等)を有効に共同利用できるように、効率的な運用に努めます。
4. 研究活動は人格陶冶の教育の一環であるとの立場から、研究機器は学生教育にも積極的に利用します。

真理探究に意欲のある方々が本学の教育・研究資源を利用できるように門戸を開き、運用制度を整備します。

各課連絡先
岩手医科大学 代表番号 019-651-5110

キャンパス	部署名	内線
内丸キャンパス	医学部教務課 (医学部5~6年、医学研究科)	3223
	歯学部教務課 (歯学部5~6年、歯学研究科)	4117, 4118
	図書館事務室	2125
	健康管理センター	3816, 3818
	医師卒後臨床研修センター	3531
	歯科医師卒後臨床研修センター	4137
	医学部教務課 (医学部1~4年)	5510, 5513, 5514, 5517
	歯学部教務課 (歯学部1~4年)	5515, 5524
	薬学部教務課 (薬学部、薬学研究科)	5518~5523
	看護学部教務課 (看護学部)	5532, 5533
矢巾キャンパス	全学教育企画課 (教養教育センター)	5511, 5512
	学事総務課	5010, 5011, 5012, 5013
	図書館事務室	5361, 5362
	健康管理センター	5022, 5023
	キャリア支援センター	5366, 5367, 5368

本書に記載している連絡先、窓口などは、本学附属病院移転に伴い変更となる場合があります。

学長挨拶 1
大学役職者・教授一覧 2
学生支援方針及び各指針 4
各課連絡先 6

学生心得・諸手続き	9
1. 学生心得	10
2. 諸手続き	15
学生サポート	17
1. 学生部	18
2. 健康管理センター	22
3. 図書館	25
4. キャリア支援センター	30
5. 進路・キャリアバス	35
6. 奨学制度	45
学生生活で特に注意してほしいこと	49
1. DVについて	50
2. ハラスメント等の相談について	56
3. SNSの危険性について	57
4. 危機管理マニュアル	59
資料編	61
1. 本学の沿革	62
2. 諸規則	64
3. 建物配置図	103

キャンパスライフガイド 2019
学生心得・諸手続き

学生心得

本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成するにあります(学則第1章第1条)。この建学の精神を認識し、大学の内外を問わず、良識ある公民として自らの責任で行動してください。

本学学生としての心得

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護職を志す者としての自覚を常に持つて行動してください。
- 学生としてふさわしい言動、礼儀作法及び服装等について十分注意を払ってください。
- 学生同士、教員、医療従事者、患者、そして家族を尊重し適切な行動をとるよう努めてください。
- 講義、実習等に出席し、学習に対して意欲を持ち知識・技能の修得に努めてください。

アンブロフェッショナルな行動の例示

本学は医学教育、歯学教育、薬学教育および看護学教育を通じて、誠の人間を育成することを建学の精神としています(学則第1章第1条)。この建学の精神を認識し、大学の内外を問わず、医療人を志す学生としての自覚を持った行動を求めます。

それに反する行為、行動の例を以下に示します。

不適切な態度・行動の経り返し

- 活動に参加しない、トレーニングに参加しない、臨床現場での学習に参加しない
- 時間管理ができない
- 講義、実習を欠席する
- 教育上のドバイスを受け入れない
- 患者や同僚などへの継続する無礼
- 他者からの建設的なフィードバックから学ぶことができない
- 学習環境や臨床実習の場を混亂させる
- 臨床教員への挑戦的行動や臨床教員からの批判を受け入れない

良い医療行為を示すことができない

- ソーシャルメディア等の悪用(教育病院での臨床現場を批判するなど)
- 守秘義務の不履行
- ケアや治療について患者に間違ったことを伝え
- 患者からの同意を得ずに医療行為を行なう
- 性的、人種的およびその他のハラスメント
- 不適切な診察や一線を超えた行動
- 不法な差別

薬物またはアルコールの服用

- 飲酒運転
- 処方薬の乱用
- 飲酒により臨床業務、職場環境や教育環境を乱す
- 薬物の使用
- 不適切な過度の飲酒

不正行為または剽窃

- 定期試験等でのカンニング
- 譲り、実習での代返
- 他者がいた活動を自分がいたと偽ること
- 自分が受けた試験の内容を他の学生に伝える
- 評価表での指導医のサインの捏ねや、試験、ポートフォリオへの不正行為

臨床上の役割以外の不正行為または作弊

- 研究でのデータ捏ね
- 金銭的作弊
- 経歴作弊、書類偽造
- 資格詐称
- ポートフォリオなどの書類の偽造、改ざん
- 不正行為や健康問題を大学に申告していない
- 健康問題(例えば、インフルエンザの罹患)を故意に隠す

故意的な暴力や脅し

- 暴行
- 身体的暴力
- いじめ
- ソーシャルメディア等によるいじめ
- ハラスメント
- スーカー

他の不適切行動または犯罪行為

- 違法薬物の所持、取り扱い、提供
- 窃盗
- 無資乗車
- 金融詐欺
- 児童ポルノ
- 児童虐待または他の虐待
- 性的犯罪(合データDV)

- 10 -

学生生活を送る上で、以下のことを厳守してください。

伝達方法

大学からの通知や連絡は掲示板への掲示、学習支援システム「アイアシタント」を用いたメールによって行います。掲示を見なかったり、アイアシタントに登録していないことにより不利益を被ることがないよう、掲示板の確認、アイアシタントへの登録を必ず行ってください。(アイアシタントは、大学ホームページで在学生・卒業生・教職員の皆様へお知らせからご確認ください。)

父母等から大学へ電話による学生の呼出しを依頼される場合がありますが、緊急かつ必要と認められる場合を除き、原則として掲示板、アイアシタントによって通知する以外はできませんので、ご留意ください。

学生証について

学生証は本学学生であることを証明するものですので、常時携帯してください。また、学内で諸手続をする場合は、学生証の提示が必要ですので、破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課にて再交付の手続きをしてください。学生証は卒業・退学・除籍等の場合は直ちに各教務課に返納してください。

写真入りネームプレートの着用について

写真入りネームプレートは学内では着用を心掛けてください。破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課にて再交付の手続きをしてください。

ロッカーについて

全学生に対してロッカーを貸与します。ロッカーの鍵を破損・紛失した場合は直ちに所属学部の教務課にて再購入(実費負担)の手続きをしてください。

授業料等の納付について

入学年度以降の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、毎年4月25日までに納入してください。なお、授業料は半額ずつ分納することができます。分納する場合の2回目の納期期限は9月25日です。授業料等を所定の期日までに納入しない場合は、学則により出席停止の上除籍となることがあります。

自動車通学について

矢巾キャンバスへの自動車通学は、大学で定める自動車安全講習会を受講した場合にのみ可能です。希望者は「自動車通学許可申請書」を学事総務課(矢巾)に提出してください。なお、許可まで1ヶ月程度時間がかかります。

また、内丸キャンバスへの自動車通学は原則として認めていません。やむを得ず選択を希望する場合は、学事総務課(矢巾)に相談してください。なお、学生駐車場以外に駐車した場合、自動車通学の許可を取り消します。

自動車の使用について

自動車を使用する場合は、交通法規等に違反しないことはもちろん、命を尊ぶべき医学生、歯学生、薬学生及び看護学生として常に安全運転に徹してください。交通事故または道路交通事故違反を起こした場合、大学として処分するのみならず、医師法・歯科医師法・薬剤師法・保健師助産師看護師法により各免許の交付を受けられないことがあります。万一、交通事故及び交通違反を起こしてしまった場合には、その重さにかかわらず、直ちに教務課に報告してください。

- 11 -

学生心得・諸手続き

学生心得

【学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分の内容】

交通事故・道路交通法違反の内容	酒酔い・酒気帯び運転	無免許運転	酒酔い・酒気帯び・無免許運転がない場合
死亡事故又は重大な傷害事故	運転者 無期停学	無期停学	6ヶ月以内の停学
	同乗者 6ヶ月以内の停学	状況に応じた処分	状況に応じた処分
傷害事故	運転者 無期停学	6ヶ月以内の停学	戒告又は注意
	同乗者 3ヶ月以内の停学	状況に応じた処分	状況に応じた処分
上記以外の交通事故・道路交通法違反	運転者 無期停学	1ヶ月以内の停学	注意
	同乗者 状況に応じた処分	状況に応じた処分	状況に応じた処分
死亡事故又は重大な傷害事故を起した場合で、極めて重複的な行為があった場合	運転者 退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学	退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学	退学あるいは退学の上、除籍又は無期停学
	同乗者 状況に応じた処分	状況に応じた処分	状況に応じた処分

【自転車・バイクの登録について】

自転車・バイクを登録する場合は必ず登録してください。1回の登録で在学期間に有効です。

ステッカーは後輪カバーの下部に貼付し、指定駐輪区域内に整然と駐輪し、歩道・道路上にはみ出した場合は別の場所に移動してください。

※車両買取替え時、再申請が必要です。

登録料	バイク 1,000円 自転車 500円
有効期限	在籍中有効
申請に必要なもの	① 登録申請書 ② 登録料 ③ 免許証(バイクのみ)
登録証の発行	申請後、即日ステッカーを発行

トラブル防止

若者が狙われる悪徳商法等のトラブルが急増しています。手口も年々巧妙になっています。

トラブルに巻き込まれないよう日々から十分注意してください。トラブルに巻き込まれた場合は1人で悩まずクラス担任・チーフ・大学窓口や公共の相談機関にまず相談してください。

岩手県立県民生活センター: 019-624-2209

盛岡市消費生活センター: 019-622-4111

内 容	対 応	日頃の注意点
【ワンクリック詐欺】 パソコンのWEBサイトや、携帯電話のメールを利用した架空請求	払わない 迷惑しない	①知らないアドレスからのメールは見ない ②怪しいページは見に行かない ③利用規約は必ずチェックする
【憑質商法】 マルチ商法、デート商法など「うまい話」で引き込み、巧妙な手口や脅迫でいた行為で商品を売り込む	ケーリング・オフ制度を利用する	①頭頭で声をかけられても相手にしない ②契約(署名や押印)は慎重に ③入会等は即断せず家族や知人に相談する

- 12 -

注意事項

【飲酒】

20歳未満の飲酒は法律により禁止されています。また、新入生歓迎コンバ等で一気飲みという行為から急性アルコール中毒になる事故が発生しています。悪質な場合は大学として処分するだけでなく、同席している成人と保護者が監督責任を問われ社会的制裁を受けることもあります。さらに、飲み会における過度な飲食代の負担も発生していますので、医師・歯科医師・薬剤師・看護職を志す者として度度ある飲酒を心掛けてください。

【拾得物】

大学構内で遺失物を拾得した場合は、速やかに庶務課(内丸)・所属学部の教務課・学事総務課(矢巾)のいずれかへ届けてください。

【盗難防止及び郵便物】

貴重品や現金及び自転車等の盗難防止のため、次のことについて注意してください。

- 多額の現金は持ち歩かず、貴重品は自身の身から離さないようにしてください。講義室や更衣室等での盗難には十分注意してください。
- ロッカー周辺の私物の盗難が多発しています。ロッカーに貴重品を置く時は必ず施錠してください。また、各自整理整頓を心掛けてください。
- 自転車、自動車、バイクから離れる時は必ず施錠してください。
- 4) 学内(駐車場・車輪場等を含む)で盗難にあった時、または不審者を見かけた時は直ちに所属学部の教務課に連絡してください。学外の場合は、最寄りの交番等に届けてください。
- 5) 学生個人宛の郵便物は、自宅等に直接郵便局でもってください。やむを得ず大学を経由し、郵便物を送付してもらう場合は、必ず所属学部の教務課に申し出て指示を受けてください。

【校舎内・講義室等の美化】

校舎内・講義室等へ雑誌類やゴミ等を散乱・放置したままにしないでください。特に講義室は、講義時間外に研究発表等で学内外者へ貸出しががあるので、個人所有物は各自ロッカー内において管理してください。放置している個人所有物は撤去の上、処分することがあります。

【喫煙】

20歳未満の喫煙は法律により禁止されています。周囲から勧められても決して吸ってはいけません。なお、大学及び病院の敷地内は禁煙です。医療系大学の学生である自覚を強く持ってマナーを守ってください。

*禁煙をお考えの方は健康管理センターまでご相談ください。

【薬物】

近年、芸能人・スポーツ選手などの麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物乱用が増え、若い人たち、特に大学生の間での薬物汚染が拡大しています。薬物使用は、言うまでもなく重大な犯罪です。脳が侵されるなど体や生命に害を与えるだけでなく、殺人などの犯罪を引き起こすこともあります。勧められても絶対に断る強い意志と勇気を持ち、すぐに専門家に相談してください。

県警察本部県民課: 019-654-9110

県精神保健福祉センター: 019-622-6955

- 13 -

受講マナー

他大学のみならず本学においても授業を受ける学生のマナー、いわゆる受講マナーの低下がみられます。受講マナーを欠くということは、授業を担当する先生方への礼を失することです。

「誠の人間を育成する」という建学の精神を十分認識し、医師・歯科医師・薬剤師・看護職を志す者として良識ある行動を取ってください。

【マナー違反】

1. 私語
2. 居眠り
3. 途中入退室
4. 携帯電話の使用
5. 飲食
6. 化粧
7. 服装

日常のマナー

窓口やキャンパス内であまりに幼稚な言葉を平気で使う学生がいます。また、医療系大学の学生とは思えないような記述のない行動をしている学生がいます。医療人を目指す以前に、大学生はすでに大人であるという自覚をしてください。

言葉遣いや日頃の態度で学生の品性が変わることのないよう切に願います。

【マナー違反】

- | | |
|-------------|--|
| 1. ゴミの放置 | 飲食したものなどのゴミを平気でその場に放置する学生がいます。掃除する方のことを考えましょう。 |
| 2. タバコのポイ捨て | タバコの吸殻のポイ捨てをしないことはもちろん、大学及び病院の敷地内は禁煙です。また、歩きタバコは危険です。 |
| 3. 言葉遣い | 言葉遣いはその人の品性そのものです。岩手医科大学の学生である自覚を持ち、礼節ある言動を心掛けてください。 |
| 4. 駐輪 | 指定の駐輪場スペースからはみ出したり、他の利用者のことを考えない停め方はやめましょう。また盗難防止のため、施錠してください。 |

【提出関係】※提出先:各教務課

項目	摘要	交付日	添付書類、手数料
休学願	病気その他の事由により引き続き3ヶ月以上修学できない場合		保証人の連署 診断書(病気理由の場合)
復学願	休学の事由が消滅し、復学できる状態になった場合	提出期限 適宜	保証人の連署 診断書(病気理由の場合)
退学願	やむを得ない事由により退学する場合		保証人の連署 診断書(病気理由の場合)
学生証 再交付願	学生証を紛失、又は破損した場合 (破損の場合、破損した学生証添付)	1週間後 ※休日を除く	ICカード: 2,000円 その他: 500円
証明書交付願	①在学証明書 ②成績証明書 ③修了証明書 ④卒業見込証明書(卒業年度に限り発行可) ⑤卒業証明書 ⑥病院見学依頼書 ⑦推薦書 ⑧その他	2日後 (英文は1週間後) ※休日を除く	1枚 200円 ※英文1枚 500円
証明書交付願 (通学證明書)	JR通学定期乗車券等を購入する場合		20円
ネームプレート 再交付願	ネームプレートを紛失した場合		300円
学生旅客運賃 割引証交付願	片道100キロメートルを超える区間を旅行する場合 ※1回の申請につき2枚まで(年間合計10枚まで) ※不正使用は罰則の対象	翌日 ※休日を除く	学生証提示

【その他】

項目	摘要	提出期限	提出先
施設使用願	講義室等を使用する場合、学友会で決定した体育館割り以外に体育館を使用する場合等	3日前	
団体設立願	学内で団体を組織しようとする場合	速やかに	
団体継続願	クラブが1年間継続して活動する場合 ※未更新の団体は解散したものとして取扱います	毎年 5月末	学事総務課(矢巾)
学生生活事故等 報告書	学生が事故等により怪我をした場合	速やかに	
自動車通学 許可申請書	自動車による通学の為に大学の駐車場を使用する場合 (登録料 年間2,000円 ※再発行料500円)	1ヶ月前	
交通事故及び道路 交通事故に係る 報告書	学生が自動車運転中に事故を起こした場合	速やかに	各教務課
学生被害等報告書	学生生活において被害(暴行・盗難など)を受けた場合	速やかに	
UID・パスワード 再交付願	アカウントが不明となった場合	速やかに	

諸手続き

窓口受付時間

月曜日～金曜日：8時30分～17時(祝祭日除く)

第1・4土曜日：8時30分～12時30分(祝祭日除く)

※届出・顕出には学生証・印鑑が必要です。手続き用紙は提出先事務室にあります。

※受付時間外の申請は原則として受け付けませんので、余裕を持って申請してください。

窓口一覧

提出先が「教務課」の場合、以下の一覧に従って手続きを行ってください。

学年/学部	1学年～4学年	5学年、6学年
医学部	医学部教務課(矢巾)	医学部教務課(内丸)
歯学部	歯学部教務課(矢巾)	歯学部教務課(内丸)
薬学部		薬学部教務課
看護学部	看護学部教務課	

手数料の支払いについて

内丸キャンパス 各教務課窓口で現金支払いとなります。

矢巾キャンパス 発券機で紙券を購入し、申請書類に貼り付けた上、各教務課窓口に提出してください。

【発券機について】

設置場所: 矢巾キャンパス本部棟1階事務室窓口

稼働時間: 月曜日～金曜日：9時～16時30分(祝祭日除く)

第1・4土曜日：9時～12時(祝祭日除く)

届・証明書・顕一覧

【届出関係】※提出先:各教務課

項目	摘要	提出期限	添付書類
欠席届	授業あるいは試験等を欠席するあるいは欠席した場合	速やかに	詳細は各学部シラバスに掲載の「岩手医科大学学生の欠席の取扱いに関する規程」を参照
改姓・改名届	姓又は名を改めた場合	速やかに	戸籍抄本
本籍変更届	本籍を変更した場合	速やかに	戸籍抄本
住所等変更届	学生、父兄、学費負担者及び保証人の住所・電話番号を変更した場合	速やかに	
保証人変更届	保証人を変更した場合	速やかに	
海外渡航届	正課以外に海外へ渡航する場合	渡航の1週間前	行程表等詳細が分かるもの

学生部

学生部では、正課と表裏一体となり、学生の福利厚生や課外活動等学生生活全般にわたるサポートを行います。当面する授業や学修については勿論、学費や日常生活、そして健康等について助言者となり、時には課外活動、福利厚生等の援助機関として存在します。

学生部長及び学生副部長が相談に応じますので遠慮なくご相談ください。

学生部長	増田 友之 教授 (病理学講座機能病態学分野)
学生副部長 (医学部)	小原 航 教授 (泌尿器科学講座)
学生副部長 (歯学部)	八重柏 隆 教授 (歯科保存学講座・周療法学分野)
学生副部長 (薬学部)	西谷 直之 教授 (臨床薬学講座・情報薬科学分野)
学生副部長 (看護学部)	末安 民生 教授 (地域包括ケア講座)
学生副部長 (教育センター)	中島 理 教授 (化学科)

学友会

学友会は、学長を学友会長とし、総務局・体育局・文化局・広報局より構成されています。

総務局は、1年間の活動計画が円滑に行われるよう各部局や各学部のクラス委員を統括しています。クラブ活動・文化事業等を通じ、会員相互の親睦と自主精神の涵養を図り、心身の鍛錬に努め、学生としての規範の保持と資質の向上に努めることを目的としています。

クラブ活動

【部長の交代】

部長の変更がある場合は、部長交代届を学事総務課(矢巾)に提出してください。

【新しくクラブ・同好会を作るには】

学友会の公認を受けたい団体は、団体設立願と団体員名簿を学事総務課(矢巾)に提出してください。

【クラブ・同好会の継続】

毎年5月末までに団体継続願と団体員名簿を学事総務課(矢巾)に提出してください。

提出しない場合は、クラブ・同好会としての登録を取り消します。

【合宿・遠征をする場合】

合宿・遠征を1週間前までに学事総務課(矢巾)に提出してください。

学生寮

学生部長を館長とし、学生寮の管理運営を行っており、学生が共同生活を通じて、充実した学生生活を送ることができるよう支援しています。また、大学生活に対する不安や疑問を気軽なく相談できる場として、各学部クラス担任と寮生との夕食会を主催しています。

施設の利用にあたって

【施設備品について】各施設にある備品は、破損等しないように大切に使用してください。

【鍵について】部室の鍵は、各クラブが責任を持って管理してください。

部室以外の鍵(柔道場等)は、使用が終了したら、借りた当日に必ず大学に返却してください。

体育施設

クラブ活動、正課、特別行事等の場合を除いて、学生に体育施設を開放しています。

健康増進や、交流の場として利用してください。使用希望日の1週間前までに申し込んでください。

【体育施設】

地 区	施 設 名	備 考
矢巾キャンパス	運動場	
	テニスコート(4面)	
	体育館(アリーナ、柔道場、剣道場)	利用時間 7:00~22:00
本町キャンパス	テニスコート(4面)	申込先 学事総務課(矢巾)
	野球場	
	球技場	
	テニスコート(4面)	

【主な年間行事予定】

時期	行 事	時期	行 事
4月	クラブ勤説	8月	東医体・歯学体
5月	部費決算	10月	役員改選
7月	体育大会社行会	12月	クラブ活動報告会

【学友会団体一覧】(2019年4月現在)

体 育 局	文化局	同好会	設立準備団体
アーチェリー部	音楽部準硬式野球部	ESS	IFMSA-iwate
アイスホッケー部	水泳部	吹奏楽サークル	筋トレ同好会
空手道部	スキーブ	オーケストラ部	D-CONNECT
弓道部	ソフトテニス部	合唱部	(スリードッグスサークル)
剣道部	卓球部	華道部	パフォーマンス同好会
硬式テニス部	日本拳法部	ギター部	非電脳系ゲーム同好会
硬式野球部	馬術部	経音楽部	ピリヤード同好会
ゴルフ部	バスケットボール部	茶道部	ハンドリング同好会
サイクリング部	バドミントン部	さんざ踊り部	薬学研究会
医学部サッカー部	バレーボール部	写真部	天文ロケット研究会
歯学部サッカー部	ハンドボール部	美術部	Advanced Iwate
薬学部サッカー部	ボート部		Medical Learning
山岳部	ラグビー部		Group(AIM)
柔道部	陸上競技部		
医学部準硬式野球部	フリーダーフォーゲル部		

自習室及び座席数一覧

【内丸キャンパス 図書館】

	施設・室名	座席数	飲食
1. 開放期間: 通年	閑覧室	37 席	△
(365 日、土・日・祝日を含む)	スタディールーム 4 室	13 席	△
2. 開放時間: 7 時~22 時	西側閑覧室	55 席	△
(現状の校舎利用時間に基づく)	東側閑覧室(カウンター)	4 席	×
△は、蓋付飲み物の持込が可能。	4 階 スタディールーム 17 室	128 席	△
	合 計	237 席	—

【矢巾キャンバス(図書館)】

	施設・室名	座席数	飲食
1. 開放期間: 通年	自習スペース (東講義実習棟 2~4 階各 40 座)	120 席	○
(365 日、土・日・祝日を含む)	キャンパスモール	—	○
2. 開放時間: 7 時~22 時	図書館	175 席	△
(現状の校舎利用時間に基づく)	コミュニケーションスペース (西講義実習棟 2 階)	全 3 スペース 各 10 席	△
△は、蓋付飲み物の持込が可能。	合 計	325 席	—

【矢巾キャンバス・ラーニングコモンズ】

	施設・室名	座席数	飲食
1. 開放期間: 通年	コラボレーションエリア(食堂棟 1 階)	56 席	○
(土日・祝日を含む)	プレゼンテーションエリア (キャンパスモール南端)	16 席	○
2. 開放時間: 7 時~22 時	アレンジメントエリア (東講義実習棟 1 階)	34 席	○
第 1・4 土曜日: 9 時~17 時	合 計	106 席	—

【矢巾キャンバス・SGL室】

	施設・室名	部屋・座席数
1. 開放期間: 通年	東研究棟 1 階 SGL 室	34 室(10 席/室)
(土日・祝日を含む)	本部棟 3 階 SGL 室	20 室(10 席/室)
2. 開放時間: 7 時~22 時	合 計	54 室

学生用保険

本学では、国内外における学生生活での事故・怪我を補償する保険に加入しています。授業中、クラブ活動中、日常生活での怪我(交通事故を含む)が対象です。保険料の学生負担額は年間 5,000 円(医・歯・薬学部: 30,000 円(6 年分)、看護学部・医学部編入生: 20,000 円(4 年分)、歯学部編入生: 25,000 円(5 年分)、看護学部編入生: 10,000 円(2 年分)を入学時に納入)です。

保険受扱会社:三井住友海上火災保険株式会社(代理店: 株式会社こすかたアシスト)

【保険内容】

補 償	概 要	保険金
死 亡	偶然な事故による怪我が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	24 万円
後遺傷害	偶然な事故による怪我が原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体の一部を失つたり、重大な機能障害を残す等、後遺障害が生じた場合	程度により死亡保険金の 100%~4%
入 院	偶然な事故による怪我が原因で、医師の指示によって入院した場合	入院 1 日につき 1,500 円 (180 日限度)
手 術	入院保険金が支払われる場合で、その怪我のために手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金額の 10 倍 ② ①以外の手術の場合 入院保険金額の 5 倍
通 院	偶然な事故による怪我が原因で通院し、学業にも支障をきたす場合	通院 1 日につき 1,300 円 (90 日限度)
学生賠償	日常生活中に起因する偶然な事故により他人に怪我を負わせ、又は他人の財物を滅失・棄損させた場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償 【免责】 ・ 学生と世帯と同じする親族に対する賠償責任 ・ 車両、船舶、航空機等の使用等に起因する賠償責任 ・ 学生のアルバイト業務の遂行に起因する賠償責任 ・ 学生の暴行、殴打に起因する賠償責任 ・ 学生が使用(又は所有、管理)する財物について、その正当権利を有する者に対する賠償責任	1事例1名につき 最高1億円まで補償



健康管理センターは、学生・教職員が学業および業務を安心・安全に行えるよう、心身の健康の保持増進を目的に支援を行っています。
スタッフは、健康管理センター長（兼任）、学校医（内科医、精神科医）、保健師、臨床心理士、事務員で構成されております。内丸と矢巾の両キャンパスにスタッフが配置され、専門的な支援を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

利用案内

1. 保健師

- (1) 体調が優れない時や怪我をした時の応急的な処置や手当
 - (2) 学生健康診断後の保健指導および受診指導
 - (3) 予防接種についての様々な相談
 - (4) 健康相談などの身体的な悩みの相談
 - (5) 身長・体重・血圧・視力・聴力測定
 - (6) 禁煙サポート
2. 臨床心理士
- (1) 心身の不調・学業・進路・対人関係・ハラスメントなどの相談
 - (2) 臨床心理士によるグループセミナー
 - (3) メンタルヘルス講習会：1年次の学生を対象に実施

利用時間

月曜日～金曜日：8:30～17:00

第1・4 土曜日：8:30～12:30

※臨床心理士の時間外対応（下記の日以外の時間外予約は応相談）

内丸キャンパス：水曜日 10:30～19:00

矢巾キャンパス：火曜日 10:30～19:00

利用方法

健康管理センターを利用したい場合は、下記方法から選択してください。

- ◆直接来室 利用時間内に直接健康管理センター、または相談室にお越しください。
(心理相談の場合は、相談中であれば対応できない場合もありますので、電話・メールでの事前予約をおすすめします)
- ◆電話 利用時間内に 大学ダイヤルイン 019-651-5110
【内丸キャンバス】内線 3816 / 3818
【矢巾キャンバス】内線 5022 / 5023
- ◆メール ○ 保健師による健康相談の場合（基本は来室対応）
hokenshousouan@iwate-med.ac.jp
→メールに「学部、学年、名前、簡単な相談内容」をお知らせください。
○ 臨床心理士による心理相談申込みの場合
shinrisouan@iwate-med.ac.jp
→メールに「学部、学年、名前、相談希望日時、簡単な相談内容」をお知らせください。
※このメールは臨床心理士しか閲覧できないものなので、ご安心ください。

- 22 -

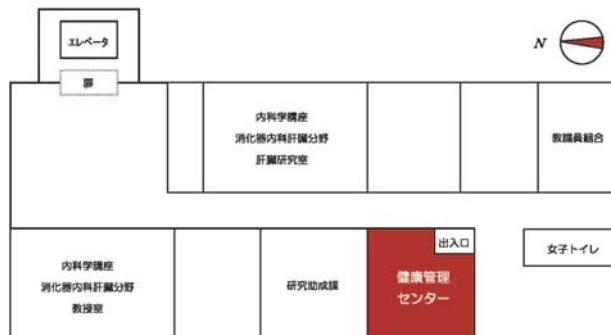
健康管理センターの主な業務内容

1. 保健室業務 急な体調不良や怪我などの時に応急的な処置や手当を行います。
2. 学生健康診断 学校保健安全法と学内の学生健康診断規程に基づき毎年1回(4月に実施)受けすることが義務づけられています。健康診断の結果は、5段階(A:特記事項なし、B-1:要経過観察、B-2:要指導、C-1:要治療継続、C-2:要受診)で総合判定します。C-2 対象者は速やかに医療機関を受診し、所定の用紙を健康管理センターに提出してください。
3. 健康診断事後指導 肥満のダイエットサポート、高血圧の生活支援などを行います。
4. 感染予防対策 感染予防対策は自分の体を守ることのみならず周りの人も守ることになります。各種ワクチン接種はできるだけ受けください。体質やアレルギーなどの心配のある方は保健師にご相談ください。
 - (1) B型肝炎ワクチン接種 翌年度に実習を控えている学生(医3年・歯4年・薬4年・看1年)を対象に実施します。費用は大学が負担します。提示するスケジュールに沿って接種してください。
 - (2) インフルエンザワクチン接種 全学生を対象に費用は自己負担で実施します。
5. 針刺しおよび粘膜曝露事故対応 実習中に発生した血液・体液による針刺しおよび粘膜曝露事故後の対応と支援を行います。事故が発生した場合は、直ちに教員へ報告してください。事故発生から2時間以内に受診する必要があります(HIV予防内服)。
6. 相談
 - (1) 保健師による健康相談、禁煙相談
 - (2) 臨床心理士による心理相談(カウンセリング)
7. メンタルヘルスチェック 学生生活支援の一環として、医・歯・薬1～6年、看1～3年を対象に実施します。
8. その他
 - (1) 学生健康診断個人票・ワクチン抗体価検査などの証明書の発行
 - (2) 広報活動
 - ① 健康管理センターだより:年2回発行
 - ② 健康情報の提供(ポスター掲示など):随時
 - ③ ホームページ

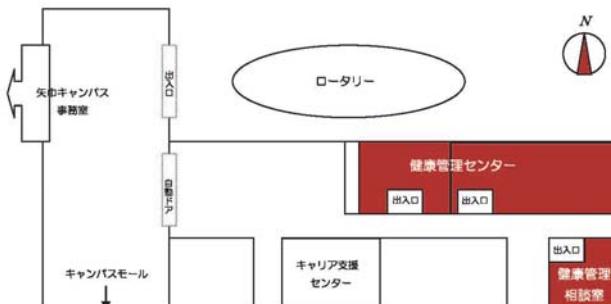
- 23 -

健康管理センターの場所

内丸キャンパス 医学部2号館・2階・214号
※相談室は、記念館8階にあります。



矢巾キャンパス 東研究棟1階・104・105・106号



図書館

図書館は、教育・研究・診療支援のための学術叢書として設置されています。内丸キャンパス、矢巾キャンパスにそれぞれ図書館があります。各館で所蔵している主な資料は、次のとおりです。

内丸：医・歯・看護学専門資料
矢巾：医・歯・薬・看護学専門資料、一般教養資料
※キャンパス間での資料取り寄せが可能です。

資料は、図書・雑誌・AV(視聴覚)資料のほか、電子資料も利用できます。詳細については、「図書館利用のしおり」や図書館HP(<http://www.lib.iwate-med.ac.jp/>)を確認してください。



場所	平日	第1・4 土曜日	休館日
3階カウンター			
2階 AV ルーム	9:00～22:00	9:00～17:00	閉館
1階情報教室			
スタディールーム	7:00～24:00		
2階・3階閲覧室	7:00～24:00(年末年始除く)		
図書館・閲覧室	9:00～22:00	9:00～17:00	閉館
コミュニケーションスペース	9:00～21:45	9:00～16:45	閉館
コラボレーションエリア	9:00～22:00	9:00～17:00	閉館
プレゼンテーションエリア			

「モニター等機器を利用する場合は特に利用時間を定めません。ただし、大学開校日に限ります。」

休館日

日曜、祝日、第2・3・5 土曜日、年末年始(12月30日～1月3日)

※開館時間の変更および臨時休館等は、随時HP、ツイッター(@mu_tosho)や掲示板でお知らせします。

貸出・返却

項目	冊数	貸出期間	貸出方法
図書	合計5冊まで	2週間	
AV 資料	(3回まで更新可能)	3日間	学生証を提示
製本雑誌		1週間	
その他			※ 貸重図書、参考図書、大系類、抄録・索引誌、未製本雑誌、新聞は閲覧のみ可能です。 ※ 夏季・冬季の長期休館期間は、長期貸出が可能です。 ※ シラバス指定図書には貸出制限があります。

各種サービス	項目	内容
レファレンスサービス	資料の所在や、調べ方、使い方など学習を進めていく上で必要な情報を提供します。職員に声をかけてください。	
他キャンパスの資料	他キャンパスで所蔵している資料を取り寄せることができます。利用した資料は本館・分館どちらでも返却できます。	
相互貸借(有料)	本学に所蔵していない資料を他大学・機関へ依頼し、複写物を取寄せたり、現物を借用したりすることができます。申込みは、OPAC から。	
複写サービス	図書館内のコピー機で蔵書の複写が可能です。 著作権法に従って複写してください。	
AV ルーム(コーナー)	AV(視聴覚)資料の閲覧ができます。 申込は、各館カウンター。	
【内丸】 スタディールーム	17 室(利用可能人数:各 4~8 人)グループ学習用。	
【矢巾】 コミュニケーションスペース	グループ学習やプレゼンテーションの練習に活用できる部屋で、3 スペースに区分られています(各スペースに大型ディスプレイ 1 台、ホワイトボード 1 台、机 5 台、椅子 10 脚を設置)。申込は、分館カウンター。	
【矢巾】 ラーニングコモンズ	グループ学習やプレゼンテーションの練習といったアクティブラーニングに活用できる「コラボレーションエリア」、「プレゼンテーションエリア」を提供します。 ※飲食可。但し、ごみは各自の責任を持って片付けてください。	

利用上の注意事項

- (1) 内丸図書館の書庫内には、コートやかばんの持ち込みはできません。

(2) 質料を粉々・汚損した場合は、弁償していただきます。

(3) 飲食(蓋が閉まる容器に入った飲物のみ可)、吸煙、携帯電話の充電・通話は禁止です。

※内丸図書館書庫と情報報道では蓋が閉まる容器に入った飲物も禁止です。

(4) 荷物は放棄せず、責任を持って管理・しまうし、放置された荷物は適宜処分します。

(5) 他の利用者に迷惑をかけないよう、公共の場にふさわしい行動をとりましょう。

他大学图书馆相互利用

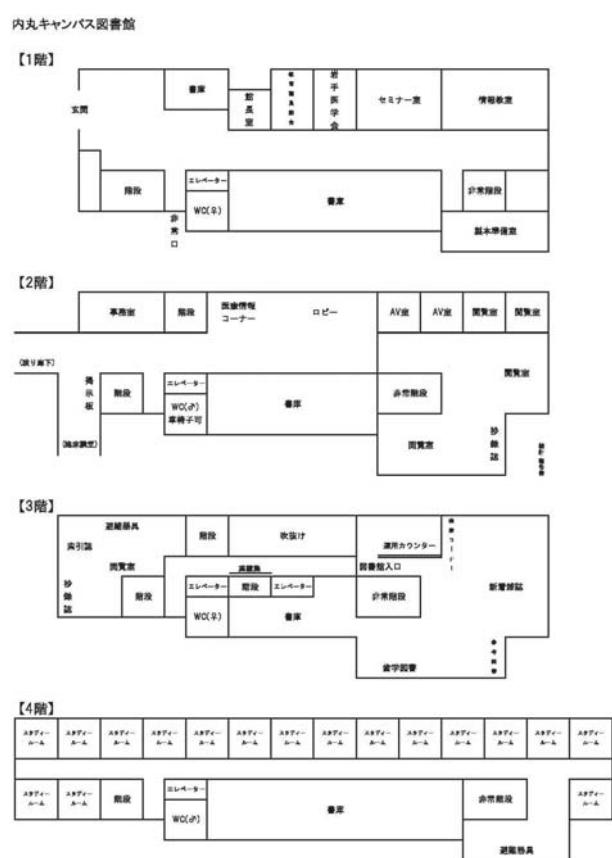
いわて 5 大学(岩手大学、岩手県立大学、富士大学、盛岡大学、岩手医科大学)の連携・協力による教育・研究の発展に資するため、各大学図書館の相互利用が可能である。共通利用ルールは以下の通りである。

- す。共用利用ルールは下記の通りです。

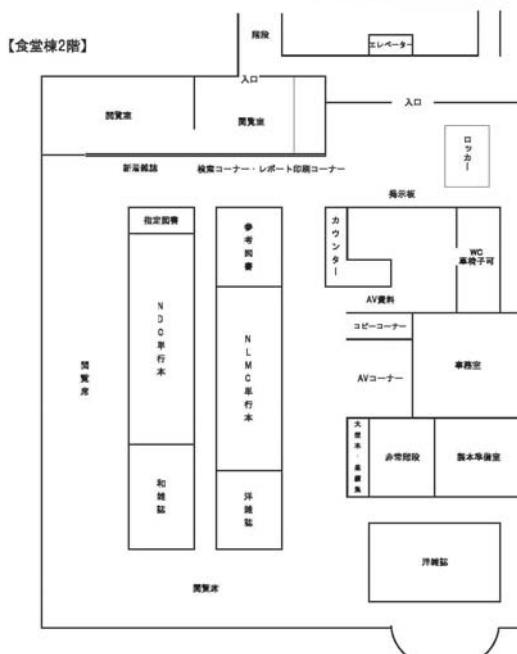
 - (1) 利用する際は、身分を証明する書類(学生証)を呈示すること。
 - (2) 利用する大学図書館のルールを遵守すること。
 - (3) 館内には飲食、喫煙禁止とする。
 - (4) 館内では静音にして、他の利用者に迷惑をかけないこと。携帯電話の使用を禁止とする。
 - (5) 図書、資料及び施設を汚損しないこと。
 - (6) 所持品等の整理については各自十分注意すること。

*その他の大学図書館と相互利用が許可される大学図書館においては、各館の規定を併せて守ること。

※その他の大学図書館も相互利用できますので、本学図書館にお問い合わせください。



矢巾キャンパス図書館



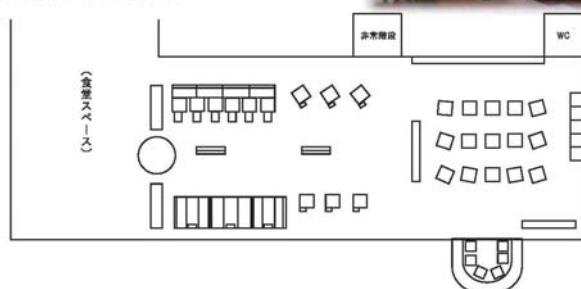
※NL-MC:National Library of Medicine Classification:美國國立醫學圖書館分類法

※NDG:Nippon Decimal Classification:日本十進分類法

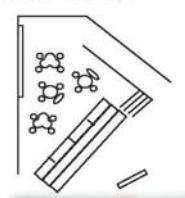
矢巾キャンパス図書館



【金鑑錄1期】 2019-03-01



【モール棟1階】
プレゼンテーションエリア



【西講義実習棟 2 階】
コミュニケーションスペース(西 200)



キャリア支援 センター

キャリア支援センターは、学生の社会的自立に向けた実践的な能力形成と就職活動等を支援するための拠点です。学生一人ひとりが納得のいく就職ができるよう、就職活動の流れに沿ったガイダンスやセミナー等を開催し、手厚くサポートしております。希望者には卒業後も相談に応じていますので、お気軽にお問い合わせください。

場 所	矢巾キャンパス 東研究棟 1階
TEL	019-651-5110(内線:5367, 5366, 5368)
FAX	019-698-1835
E-mail	career@i.iwate-med.ac.jp
利用時間	平日: 8:30~17:00 / 第 1・4 土曜日: 8:30~12:30
休 日	第 2・3・5 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
個別相談 (要予約)	盛岡新卒応援ハローワーク カウンセラー

卒業後の進路について

[医学部・看護学部]

医師・歯科医師免許取得後、医師は2年間、歯科医師は1年間にわたり、臨床研修医として医療現場で基本的な診療能力を修得します。その後は、専門研修、大学院進学等、いろいろな進路が選択できます。

[薬学部]

薬剤師免許を取得した者の大半は、病院・調剤薬局、ドラッグストアに就職しますが、他にも行政、製薬メーカー、治験等、医薬品に関わる仕事は多数あります。大学院に進学して研究者や教育者を目指す道もあります。

[看護学部]

急速に進む少子高齢化、医療環境の変化等を背景に看護の資格を活かして就職できるフィールドは広がっています。看護師・保健師・助産師として専門性を発揮できる場合は、病院や診療所だけでなく、保健所や市町村などの行政機関、訪問看護ステーションや介護施設、助産院、学校や企業など多岐にわたっています。また、専門看護師を認定する看護師、教育研究者、看護管理者を目指す道、大学院への進学もあります。

[キャリア支援センターの活用について]

[就職支援事業]

進路総合ガイダンス、各種セミナー、業種研究講演会、インターンシップ、収容試験(公務員試験)対策講座、企業研究セミナー等を開催し、皆さんの就活を応援しています。また、少人数での模擬面接やマナー講習も企画しています。2019年度のキャリア支援事業の主な日程は次ページのとおりです。

[個別相談]

キャリアカウンセラーが来校し、面談ブースを活用して就職に関する相談や履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策などを細かに指導を行っています。また、希望者には、進学を含めた進路選択の支援・助言を行っています。初めての就活を前に不安や焦りを感じることがあると思いますが、一人で悩むことなく気軽に相談に来てください。個室もありますので秘密保持も万全です。キャリア支援センタースタッフのほか先生方も協力して相談に応じます。個別相談は後述の『求人NAVI』からも予約できます。

- 30 -

- 31 -

学生サポート

[収容試験(公務員試験)対策講座]

公務員試験対策に限らず、医療機関(病院)・製薬会社等の選考試験・SPI試験対策になります。2019年度の受講料、詳しい日程は追って連絡しますが、薬学部は2~3月に、看護学部は上半期に、それぞれ放課後と土曜日を以て1コマ90分、16コマ程度の開催を予定しております。

[インターンシップ]

自分が本当にやりたい仕事、希望する就職先を探す絶好の機会です。通年での実施も増えていますので、将来の就職ミスマッチや早期離職を防ぐためにも積極的に参加しましょう。薬学部4~5年生、看護学部2~3年生が中心になりますがそれ以外の学年でも受け入れ及び期間によっては参加可能です。薬学部では5月に「インターンシップ説明会」を実施予定ですので必ず参加してください。

[業種研究講演会・職種別講演会]

薬局や病院で就職している薬剤師の方、製薬企業で人事を担当されている方、また、薬事行政に携わっている公務員の方などを講師として招き、薬剤師の社会的な使命や職業選択の幅広い可能性について、講演会を適宜開催しています。看護師・保健師・助産師の皆さんは、将来の就職先を決める早い段階から準備しておく必要があります。地域医療を担う現場で働く方をお招きし、看護師・保健師・助産師の仕事内容や必要なスキル、やりがいなどを伺う機会を設けています。

[企業研究セミナー]

「学内企業研究セミナー」は、就活の最重要イベントです。新卒学生対象の就職広報活動は3月に解禁となることから、2020年3月上旬に開催する予定です。病院・官公庁・製薬会社・医薬品卸・調剤薬局・ドラッグストアなど100を超える事業所の人材担当者が来校します。

多様な業種の事業概要や採用選考情報を一日で得ることができる有用なセミナーです。また、OB・OGも担当者として多数同行しますので、先輩の生の声を聞くことができるまたとない機会です。ぜひ参加しましょう。

[求人情報の提供]

『求人NAVI』には、本学への求人情報が登録されております。センター内には情報検索用のパソコンも設置していますのでご利用ください。また、紙媒体での求人票や会社案内・パンフレット、各種情報誌、就活参考図書等自由に閲覧できます。

就職支援システム『求人NAVI』について

『求人NAVI』は、大学が共同参画して『求人票』を受け付けるために構築されたインターネットサイトであり、本学も平成22年(2010年)に参画しました。本学学生に対する求人は、原則このサイトから申し込みがありますが、紙ベースの求人票もデータ化され登録されますので、いつでも効率よく検索・閲覧ができます。進路希望を登録することにより、希望業種の求人情報や就活情報を得られます。セミナー参加や個人面談の予約申込、志望企業やスケジュールの管理もできます。

就職活動を開始するには、まず以下の手順で初期登録し『進路希望登録』をしてください。

なお、薬学部3年生以下及び他学部の学生で本システムを利用したい方、『求人NAVI』の使い方がよく分かられない方はキャリア支援センターにお問い合わせください。

- 32 -

2019年度 キャリア支援事業日程(項目別)

項目	内容	日程(予定)	主な対象	会場(予定)
学年ガイダンス(個々心構え)	4/8(火) P.M.	東・西 1年	大館記念講堂	
学年ガイダンス(個々この意義)	4/1(月) P.M.	看2年	東・B講義室	
学年ガイダンス(就職活動の心構え・システム講習会等)	4/2(火) P.M.	看3年	マルチA講義室	
進路希望・奨学金受給状況アンケート	9月 未定	看1~3年	各学年講義室	
キャリアデザインⅠ(楽学生の進路について)	4/1(月) P.M.	東・B	講義室	
キャリアデザインⅡ(楽学生の活躍フィールド)	4/1(月) P.M.	看3年	東・I-C講義室	
キャリアデザインⅢ(就職活動の心構え)	4/2(火) A.M.	東・C	講義室	
前期キャリアガイダンスⅠ (就活マナー・セミナー)	5/13(月) P.M.	西・A	講義室	
前期キャリアガイダンスⅡ (業種研究講演会・インターンシップ説明会・システム講習会・進路希望開拓会アンケート)	5/15(水) Ⅲ・Ⅳ講義室	東・B	講義室	
後期キャリアガイダンスⅠ (収容試験対策・就職活動標榜会面接対策講座Ⅰ)	11/12(火) Ⅲ・Ⅳ講義室	東・C	講義室	
就職活動状況アンケート	4/3(水) A.M.	東・B	講義室	
行政薬剤師・調剤薬局	5/15(水) Ⅲ・IV講義室	東・C	講義室	
職種別講演会	12/2(月) IV講義室	看2・1年	大館記念講堂	
キャリアビジョン講演会	9月中下旬	看3年	マルチA講義室	
説明会	5/15(水) Ⅲ・IV講義室	東・C	講義室	
事前指導(薬)	7/18(木) P.M.	看	キャリア支援センター	
事前指導(看)	8/22(木) P.M.	参加予定者	セミナー	
看護学生のためのサマー・セミナー(看護系主催)	7月月中旬	P.M.	参加予定者	
報告会	11/12(火) P.M.	参加者	キャリア支援センター	
就職活動体験報告会(6年内定者またはOB・OG)	11/12(火) Ⅲ・IV講義室	東・C	講義室	
就活マナー・セミナー	5/13(月) P.M.	看5年	西・A	講義室
面接対策セミナーⅠ(全体講義)	11/12(火) Ⅲ・IV講義室	東・C	講義室	
面接対策講座Ⅱ(講座単位)	11/13(水) P.M.	看5年	キャリア支援センター	
附属病院看護部について	5/20(月) IV講義室	看3年	マルチA講義室	
学内企業研究セミナー (例年・官公庁・製薬会社・医薬品卸・薬局・ドラッグストア等)	2020年 締切 3/7(土) 仮	東・C	SGL 教室 例年年も可	
収容試験対策 (公務員試験対策)	11/12(火) Ⅲ・IV講義室	看5年	大館記念講堂	
学内講座	2~3月(例)・上半期(春) 放課後・土曜・計15コマ	東・C	講義室	
個別相談	個別相談・面接指導(盛岡新卒応援ハローワーク)	月曜・火曜・午後	希望者	
保護者向け	父兄懇親会(看4~6年、看3年) 父兄懇親会(看1~3年、看1~2年)	7/8(土) P.M. 10/28(土) P.M.	保護者	
			大館記念講堂	

◆日程・会場については変更もあり得るので確認のこと。

キャリア支援センター

[求人NAVI 初期登録の手順]

① 岩手医科大学のホームページ、トップ画面上部、学生生活のブルーバンメニューから「キャリア支援センター」をクリック



② キャリア支援センターのページへ移動したら「就活情報【求人NAVI】」をクリック



③ 学生の皆さん求人NAVIはこちらをクリック

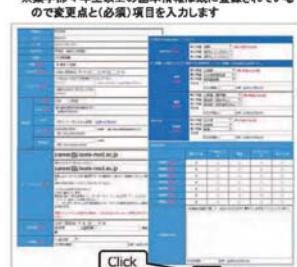


④ 「求人検索 NAVI ログイン」ページでユーザー名、学籍番号、パスワードを入力してログイン

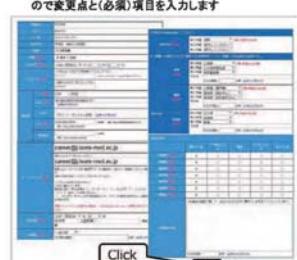
■ユーザー名 iwave-med
■学籍番号 6 ケタ
■パスワード 初期設定は生年月日



⑤ ログイン後、初期登録「進路希望登録」へ進む



⑥ 進路希望登録画面の各項目に入力して、登録ボタンをクリックすれば登録完了。
※ 延期学年4年生以上の基本情報は既に登録されているので変更点と必須項目を入力します

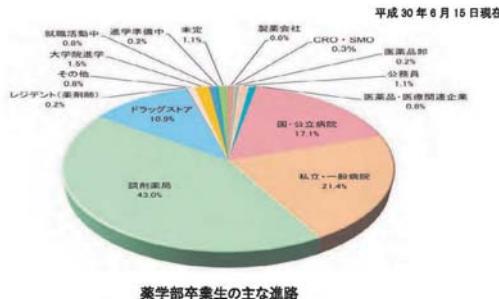


[就職活動を開始するには、まずは以下の手順で初期登録し『進路希望登録』をしてください。]

なお、薬学部3年生以下及び他学部の学生で本システムを利用したい方、『求人NAVI』の使い方がよく分かられない方はキャリア支援センターにお問い合わせください。

- 32 -

- 33 -



薬学部卒業生の主な進路

■製薬会社(MR)	■調剤薬局・ドラッグストア
エーザイ株式会社	株式会社ライリー
中外製薬株式会社	株式会社アオキファーマシー
Meiji Seika ファルマ株式会社	有限会社岩手保養企画 オーロラ薬局
■CRO-SMO	株式会社ワーカー くい薬局
エイツールヘルスケア株式会社	アイングループ
株式会社エシック	株式会社オカネ ひかり薬局・プラザ薬局
■医薬品卸	シップヘルスケアアーマシー
株式会社バイタルネット	東日本株式会社
■公務員	株式会社トナリフ薬局
防衛省航空自衛隊	サノ・ファーマシーグループ
岩手県知事部局	アライファーマ・INC
青森県	ラクキーピング株式会社
山形県	日本木薬剤株式会社
■造学	クラフ株式会社 さら薬局
岩手医科大学大学院薬学研究科	クオール株式会社
東京大学大学院医学系研究科	株式会社フロントアイ フロンティア薬局
秋田大学大学院医学系研究科	ファーマライズホールディングス株式会社
	株式会社ジルハ
	マツモトキヨシグループ
	ウエルシア薬局株式会社
	サンドッググループ
	他 75 社
■医療品・医療関連企業	■病院
和光純薬工業株式会社	岩手医科大学附属病院
大塚日酸株式会社	盛岡赤十字病院
日本企画工業株式会社	日本赤十字社 盛岡赤十字病院
ニッポンファーマ株式会社	成城医療生活協同組合 川久保病院
東北ブロック血液センター	医療法人社団松誠会 津波中央病院
	医療法人社団杏林会 公益財團法人 総合化粧病院
	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院
	社団医療法人 啓愛会
	八戸市立市民病院
	弘前大学医学部附属病院
	独立行政法人 国立病院機構 東北大学病院
	IMS(イムス)グループ
	大崎市病院事業
	秋田大学医学部附属病院
	地方独立行政法人 市立秋田総合病院
	地方独立行政法人 秋田県立病院機構
	秋田県厚生農業協同組合連合会
	社会医療法人明和会 中通総合病院
	大崎市立総合病院
	山形大学医学部附属病院
	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院
	第三セクター
	筑波会グループ
	筑波大学附属病院
	他 61 施設
■その他	■その他の
	株式会社ファーマプロダクト
	学校法人医学アカデミー薬学ゼミナール

-34-

進路・キャリアパス

本学では大学卒業後の進路・キャリアパスとして、大学院へ進学し、より高度な教育・研究に携わる機会を得ることができます。また、本学附属病院で臨床研修を行い、経験豊かな多くの専門医から徹底した指導を受けることができます。

ここでは、各研究科・各臨床研修センターを紹介しておりますので、皆さんの将来について、具体的に考えるための一助としてください。

なお、薬学部卒業生の主な進路並びに看護学部卒業生の想定される進路については30ページからの「キャリア支援センター」に掲載しています。

【大学院】

【医学研究科】

募集定員

博士課程: 50名 (※社会人特別選抜を含む)

専攻	入学定員	専攻分野
生理系専攻	6名	解剖学、生理学、生化学、薬理学、融合領域医学分野
病理系専攻	3名	病理学、病原微生物学、融合領域医学分野、地域医療学実践分野
社会医学系専攻	2名	衛生学、公衆衛生学、法医学、融合領域医学分野、地域医療学実践分野
内科系専攻	20名	内科学、神経精神科学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学、融合領域医学分野、地域医療学実践分野
外科系専攻	19名	外科学、腹神経外科学、整形外科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、頭頸部外科学、産婦人科学、麻酔学、形成外科学、救急医学、融合領域医学分野、地域医療学実践分野

(※詳しくは、本学ホームページをご覗ください)

修士課程: 10名 (※社会人特別選抜を含む)

専攻	専攻分野
先端医科学群	医用伝子工学、医用分子生物学、生体システム情報学、再生医学、医科画像工学、用計測学、医利分子薬理学、生体防制学、ゲノムコホート研究、生体情報解析学、災害医学、メタカルゲンomics
医科学専攻	分子診断病理学、環境・予防医学、人類遺伝学、消化器・代謝、血液病学、循環器・呼吸器病学、腎・泌尿・生殖器学、神経・運動、皮膚・感觉器学、臨床精神科学、周産期・成長発達科学、がん薬物療法学、緩和医療学、睡眠関連医療技術分野、遺伝カウンセリング学
応用医科学群	

(※詳しくは、本学ホームページをご覗ください)

-35-

学生サポート

進路・キャリアパス

研究科の特色

① 高度な先進医療拠点

医学研究科の研究内容は生命科学から社会医学、臨床医学と多彩であり、特に脳血管疾患、臨床疫学研究、老化研究の分野では先導的研究拠点が形成されています。

② 学位取得を支援する履修プロセス管理

大学院生一人ひとりの調書を作成。学位を取得するために複数の教員による指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に評価、助言することにより学位取得への過程を支援します。

③ 社会人を考慮したカリキュラム

社会人特別選抜のコースでは、働きながら教育を受け研究したい人のために、夏期休暇や土日を利用した集中講義など工夫を凝らし、カリキュラムを編成しています。臨床研修医や医療関係者、行政職の方もこのプログラムを利用して大学院の教育が受けられます。

④ 多岐にわたる研究サポート体制

競争的研究資金の獲得によって運営されている複数の研究プロジェクトにわざわざの研究をサポートいたします。

入学試験日程(博士・修士課程共通)

前 期：毎年 11 月下旬

後 期：毎年 2 月下旬

(※詳しくは、本学ホームページをご覗ください)

大学院修了後の進路・キャリアパス

博士課程では4年間、修士課程では2年間で、先進の医生物学を学び、自ら設定したテーマに基づいて研究し、学位論文をまとめます。大学院の卒業生は、自らの成果を活かして、大学、研究所、医療現場など、様々な場所で活躍しています。

問合せ先

〒020-8505 盛岡市内丸 19 番 1 号 医学部教務課(内丸)
TEL 019-651-5110(内線 3223) FAX 019-651-8055
Mail idaiagakuin@iwate-med.ac.jp
URL <http://www.iwate-med.ac.jp/research/daiagakuin/>

窓口時間 平 日： 8 時 30 分～17 時
第 1・4 土曜日： 8 時 30 分～12 時 30 分

【医学研究科】

募集定員

博士課程: 18名 (※社会人特別選抜を含む)

専攻	専攻別学科目
歯学専攻	口腔解剖学、口腔組織学、口腔生理学、口腔生化学、口腔病理学、口腔微生物学、歯科薬理学、歯科理工学、予防治学、う蝕治療学、歯周病学、口腔外科学、補綴・インプラント学、歯科矯正学、歯科放射線学、小児歯学、障害者歯学、歯科麻酔学、歯科内科学

(※詳しくは、本学ホームページをご覗ください)

研究科の特色

<高度臨床歯科医療医育コース>

現代の医学・歯学では基礎医学・歯学との垣根が低くなっておりますが、本学研究科では患者さんを対象とする臨床研究に主体がおかれる傾向にありました。平成 20 年度から、優れた研究能力を備えた臨床歯科医の養成を目的とする高度臨床歯科医育成コースを設けることになりました。本コースでは、臨床を科学的な手法で捉え、外に向けて発表する臨床科学者の養成と Evidence-based Medicine の基礎をなす科学的技術の習得・実践をめざします。

入学試験日程

前 期：毎年 9 月中旬

中 期：毎年 2 月中旬

後 期：毎年 3 月下旬 (※詳しくは、本学ホームページをご覗ください)

大学院修了後の進路・キャリアパス

大学院修了後のキャリアパスはおよそ次のようなプランが想定されます。

- ① 本学基礎講座で自己的研究を発展させ、世界レベルの研究力を獲得する。
- ② 本学や他大学の臨床講座ならびに歯科医院で臨床活動を実施するとともに、本学研究員や常任研究員としてこれまでの基礎研究や臨床研究を継続して発展させる。
- ③ 他大学や研究所で自己的研究を発展させ、世界レベルの研究力を獲得する。
- ④ 大学の教育スタッフとして歯科医師育成に尽力する。
- ⑤ ①～④を生涯学習として継続し、本学や他大学あるいは研究所における教育職や研究職を得る。

問合せ先

〒020-8505 盛岡市内丸 19 番 1 号 歯学部教務課(内丸)

TEL 019-651-5110(内線 4117-4118) FAX 019-652-4131

Mail shikyomu@iwate-med.ac.jpURL <http://www.iwate-med.ac.jp/research/daiagakuin/>

窓口時間 平 日： 8 時 30 分～17 時

第 1・4 土曜日： 8 時 30 分～12 時 30 分

【薬学研究科】

募集定員

博士課程: 3名 (※一般・社会人特別・外国人特別選抜を含む)

専攻	コース	分野
医療薬学専攻	医療薬学コース	分子病態解析学分野、分子薬効解析学分野、薬物療法解析学分野
	生命薬学コース	創薬基礎薬学分野、生命機能科学分野

(※詳しくは、本学ホームページをご覧ください)

修士課程: 3名 (※一般・社会人特別・外国人特別選抜を含む)

専攻: 薬学科専攻

① 惠まれた学習環境

本学は、薬学部及び医学部、歯学部、看護学部からなる薬学系総合大学です。また、大学院は、薬学研究科の他に医学研究科、歯学研究科があり、先端医療の研究・開発と実践に先導的な役割を果たしています。薬学研究科では、上記2コースのいずれかを大学院生が選択することにより、基礎薬学から臨床薬学にわたる広範かつ最先端の研究を行うことができます。さらに、薬学部卒業生以外の方は、薬学部の講義を聽講する等により、基礎薬学の知識を補完することができます。

② 学位取得を支援する履修プロセス管理

早期に大学院生一人ひとりが学位取得に向けた研究計画調書を作成することで計画的な学位取得が可能になっています。また、研究計画調書作成のサポート、研究指導、授業履修など大学院生生活を送るためのアドバイス等に関して、大学院生 1 名に対し、博士課程では 2 名(正・副)、修士課程では 1 名の研究指導教員を定め、手厚いバックアップ体制を敷いています。このように指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に評価、助言することにより学位取得への過程を支援します。

入学試験日程(博士・修士課程共通)

前期: 毎年 10月上旬

後期: 每年 3月上旬 (※詳しくは、本学ホームページをご覧ください)

大学院修了後の進路・キャリアパス

大学院修了後の進路・キャリアパスは、おおよそのようなプランが想定されます。

- ① 病院薬局等の薬剤部長、あるいは薬局の現場でリーダーとして職責を担う。
- ② 企業や公的研究所(国内外)の研究職として活躍し、研究所長等を目指す。
- ③ 臨床開発部門で働き、その分野のトップを目指す。
- ④ 大学の教育スタッフとして後進・人材育成を担う。
- ⑤ 治療法が確立していない難病のメカニズムを解明するなど、新治療法研究を目指す。
- ⑥ 医療人の知識を基盤に、経営・販売・法律等を併せて学び、企業・行政・病院などのトップを目指す。

問合せ先

〒028-3694 矢巾町西池田 2-1-1 薬学部教務課
TEL 019-651-5110(内線 5518~5523) FAX 019-698-1826
Mail yakukyomu@iwate-med.ac.jp
URL <http://www.iwate-med.ac.jp/research/daigakuin/>

窓口時間 平日 8時30分~17時 第1~4土曜日 8時30分~12時30分

《臨床研修センター》

【医師卒後臨床研修センター】

平成 16 年の医師臨床研修制度の必修化に伴い、診療に従事しようとするすべての医師に対して、2 年以上の臨床研修が義務付けられています。そのため、医師国家試験合格後は、厚生労働大臣が指定する臨床研修病院で 2 年以上の臨床研修を行わなければなりません。

1. センターの概要

当センターは内丸キャンパスの木の花会館 3 階にあります。平成 30 年 12 月 1 日現在 33 名の臨床研修医が在籍し、研修医室に隣接する事務室が中心となって研修管理や研修医のサポートを行っています。

2. 臨床研修プログラム

- (1) 平成 31 年度研修プログラム
 - ① 基本プログラム 定員 36 名
 - ② 産婦人科・小児科・周産期プログラム 定員 4 名

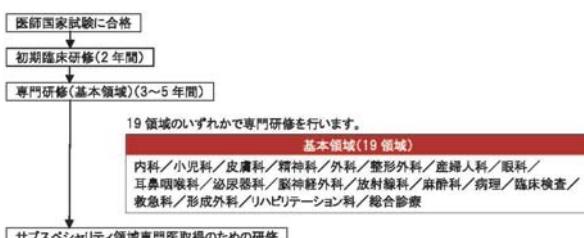
(2) 研修プログラムの特色

大学病院を中心に研修するため、各診療科のバックアップ体制の下、より深く広く思考する科学的姿勢を身につけることができます。診療科も多岐で、経験豊かな多くの専門医が身边にて、きめ細やかな指導を受けることができます。また、院外研修は 39 の研修協力病院及び研修協力施設から自由に選んで研修することができます(受け入れ病院・施設の状況により、希望どおりにならないこともあります)。教育機関ならではの充実したセミナー等も随時開催しています。

(※詳しくは、医師卒後臨床研修センターのホームページをご覧ください)

3. 初期研修修了後の進路

本学専攻医、本学大学院、当院以外の医療機関等に勤務



【大学院共通】

学納金

(1) 博士課程

- 入学検定料 40,000 円
- 授業料 425,000 円 (年額)
- 施設整備費 300,000 円 (入学時のみ・本学卒業生は免除)

注1) 入学年度の授業料は、初回(入学手続時)と 2 回目に分割納入することができます。

注2) 次年度以降の授業料については、2 回に分割納入することができます。

注3) 授業料分割納入の場合は、初回 512,500 円(施設整備費含む)、2 回目 212,500 円を納入していただきます。

(2) 修士課程

- 入学検定料 40,000 円
- 授業料 375,000 円 (年額)
- 施設整備費 300,000 円 (入学時のみ・本学卒業生は免除)

注1) 入学年度の授業料は、初回(入学手続時)と 2 回目に分割納入することができます。

注2) 次年度以降の授業料については、2 回に分割納入することができます。

注3) 授業料分割納入の場合は、初回 487,500 円(施設整備費含む)、2 回目 187,500 円を納入していただきます。

昼夜開講制

働きながら教育を受け研究したい方は、授業担当者、研究指導教員と相談し、夜間や夏期休暇、土日を利用した集中講義の実施等により、仕事等への影響を最小限に留められるよう柔軟に対応します。

長期履修制度

標準修業年限(修士課程 2 年、博士課程 4 年)を超えた一定の期間にわたる計画的な履修が可能です。病院、官公庁、企業等に在職しながら社会人大学院生として在籍する方、出産や育児、介護を行いながら大学院で研究を行う方など、みなさんのライフスタイルに合わせた研究生活が送れます。

奨学金制度

以下の奨学金制度があります。

(1) 日本学生支援機構大学院奨学金

- | | |
|-------|--------------|
| 博士課程／ | 月額 122,000 円 |
| 修士課程／ | 月額 88,000 円 |

(2) 岩手医科大学大学院奨学金

- | | |
|------------|-------------|
| 博士・修士課程共通／ | 月額 25,000 円 |
|------------|-------------|

4. 初期臨床研修病院決定のためのマッチング

初期臨床研修先病院は、医師臨床研修マッチング協議会が実施する「医師臨床研修マッチング」に参加し、マッチしなければなりません。マッチングのスケジュールは例年、以下のとおりとなっています。詳細は医師臨床研修マッチング協議会のホームページをご覧ください。

・参加登録: 6月中旬~8月上旬

・希望順位登録: 9月上旬~10月上旬

・結果発表: 10月下旬

※医師臨床研修マッチング協議会ホームページ:<http://www.jrmp.jp/>

5. 初期研修に関する問い合わせ先

・住所: 〒020-8505 盛岡市内丸 19-1

・担当: 医師卒後臨床研修センター事務室

・時間: 平日 8:30~17:00

第 1~4 土曜日 8:30~12:30

・TEL・FAX: 019-625-2014

・E-mail: resident@jiwate-med.ac.jp

・ホームページ:<http://www.iwate-med.ac.jp/hospital/resident/>

【場所】

内丸キャンパス 木の花会館 3 階



【歯科医師卒後臨床研修センター】

1. 歯科医師卒後臨床研修センターの概要

岩手医科大学附属病院歯科医療センター 歯科医師卒後臨床研修センターは、国が定める歯科医師臨床研修制度の必修化に伴い、平成18年に発足しました。歯科医療センターでは、それにさきがけ、平成15年4月に総合診察室を開設し、以降卒後臨床研修及び学生臨床実習に応じるために、指導人員及び設備、研修組織の充実を図りながら、卒後臨床研修体制の環境整備に努めてまいりました。歯学部を卒業し、本センターにおいて1年間の臨床研修プログラムを修了すると、一人前の歯科医師として本格的に診療を行うことになります。

2. 本センターのプログラムの特色

研修プログラムは、単独型と複合型の2つがあります。単独型プログラムとは、管理型臨床研修施設である、歯科医療センターのみで1年間を通じ研修を行なうものです。複合型プログラムとは、歯科医療センターでの研修9ヶ月に加えて、協力型臨床研修施設において3ヶ月間の学外研修を行なうプログラムです。協力型臨床研修施設は、盛岡市内の各開業歯科医院を始め、歯科診療科を置く総合病院を含み、管理型施設である本センターの下、北は北海道、南は京都府、奈良県まで全国に82施設を擁しています(平成30年度)。また、両プログラムとも、2日間の保養所研修、3日間の国際医療研修を通して、地域に密着した診療のあり方を学びます。他、専門科附属研修、入院病棟での全身管理研修など大学病院ならではの幅広い研修を修得できるプログラムとなっています。

◎本センターの学外研修施設

- ① 協力型臨床研修施設(一般開業歯科医院、病院等) 全82施設
- ② 研修協力施設(県内国保医療所、県内保健所、町立西和賀さわうち病院、盛岡市立病院) 全13施設

3. 研修終了後の進路

1年間の研修を修了すると晴れて歯科医師として、新たな活躍の場へと進みます。修了者の近年の進路は下記のとおりとなっています。

歯科医師臨床研修修了者の進路Ⅰ

	H26	H27	H28	H29	合計
岩手医科大学	14	13	9	9	45
他大学(病院含)	2		2		4
医療機関	12	14	13	15	54
医学部編入	1				1
海外留学					0
未定		2		1	3
合計	29	29	24	25	107

歯科医師臨床研修修了者の進路Ⅱ

	H26	H27	H28	H29	合計
岩手医科大学	14	13	9	9	45
大学院	5	5	3	5	18
大学院以外	9	8	6	4	27
歯科麻酔学分野	2	2			4
予防歯科学分野	1		1		2
障がい者歯科学分野		1		1	2
小児歯科学分野		1	2	1	4
歯科放射線学分野			1		1
矯正歯科学分野			1	1	2
補綴インプラント学分野	1	2		2	5
う蝕治療学分野	2	4	2		8
歯周療法学分野	1	1	2	1	5
口腔外科学分野	2		2	3	7
矢巾キャンバス					0
合計	9	13	9	9	40

*26年までの大学院生の分野名は不明

他大学(病院含)	H26	H27	H28	H29	合計
東京医科歯科大学	1				1
三重大学医学部附属病院	1				1
山形大学医学部歯科口腔・形成外科学講座					0
東北大学大学院			1		1
明海大学					0
大阪大学医学部附属病院			1		1
合計	2	0	2	0	4

その他の医療機関	H26	H27	H28	H29	合計
開業医	11	14	13	15	53
八戸赤十字病院歯科口腔外科					0
医療法人優仁会若狭台病院・瀧川中央病院					0
仙台医療センター歯科口腔外科	1				1
合計	12	14	13	15	54

4. 歯科医師臨床研修マッチング制度及び本センターの採用試験について

臨床研修施設の決定には歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施する「歯科医師臨床研修マッチング」に参加し、マッチング登録しなければなりません。スケジュールは例年以下のとおりとなっています。詳細は臨床研修マッチング協議会のホームページをご確認ください。

- ・参加登録: 6月下旬～7月下旬
- ・希望順位登録: 9月上旬～10月上旬
- ・結果発表: 10月下旬

◎歯科医師臨床研修マッチング協議会ホームページ:<http://www.drmp.jp/>

◎本センター採用試験: 前期 6月下旬

後期 8月下旬

◎採用には本センターとのマッチングが条件となります。

5. 歯科医師卒後臨床研修に関する問い合わせ先等

- ・住所: 〒020-8505 盛岡市内丸19-1
- ・担当: 歯科医師卒後臨床研修センター事務室
(歯科医療センター1階 慢性受付カウンター後ろ側事務室)
- ・時間: 平日 8:30～17:00
第1・4土曜日 8:30～12:30
- ・電話番号 019-651-5110 内線4137
- ・FAX: 019-654-6334
- ・E-mail: dentkensyu@jwate-med.ac.jp
- ・ホームページ: 本学HPから歯科医師卒後臨床研修センター



ファイナルステージ発表会

平成29年度 修了式 於:60周年記念館8階



奨学制度

奨学生窓口一覧

奨学生	担当窓口
日本学生支援機構奨学生	学事総務課
日本学生支援機構奨学生会(医学部5～6学年)	医学部教務課(内丸)
日本学生支援機構奨学生(歯学部5～6学年)	歯学部教務課(内丸)
歯学部学業奨励賞学生(2～6学年)	歯学部教務課(内丸)
薬学部奨学生会(1～6学年)※全3種	薬学部教務課
看護学部貢献奨学生(1～4学年)	看護学部教務課
父兄会奨学生	学事総務課

無利息の「第一種奨学生」と利息付の「第二種奨学生」があります。両方を併用することもできます。詳細は学事総務課(矢巾)に問い合わせください。

項目	第一種奨学生(無利息)	第二種奨学生(利息付)
申込資格	人物・学業とともに特に優れかつ健康で、経済的理由により修業に困難があると認められる者 ※学業と家計収支に推奨基準が設けられています。学力と家計の基準を満たしていないと、予算の範囲内で採用を行うため、採用されないことがあります。	
貸与月額	自宅:54,000円 自宅外:50,000円～64,000円 自宅・自宅外共通:2～4万円	2～12万円までの1万円単位から選択 12万円を選択した場合、医・歯学部は4万円、薬学部は2万円の増額が可能
募集時期	毎年春、但し、家計の急変(主たる家計支持者が失業、被災、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害等)で緊急に奨学生が必要が生じた場合は、緊急採用(第一種奨学生)・応急採用(第二種奨学生)の申込みを隨時受け付けています。但し、事由が発生したときから1年内	

※ その他、最新の情報は日本学生支援機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)に掲載していますので、随時ご確認ください。

歯学部学業奨励奨学生会

歯学部の第6学年から第8学年までの在学生のうち、前年度の学業成績及び人物とも優秀者を顕彰するとともに、学業奨励の糧とすることを目的として、奨学生を給付します。詳細は歯学部教務課(内丸)に問い合わせてください。

学年	対象者	人 数	金 額
2～6学年	各学年とも前年度の学業成績、人物ともに優秀かつ健康で、他の学生の模範たる者	各学年5名	20万円

薬学部奨学金制度

応募者の経済状況及び学業成績等を勘案し、審査の上、決定します。なお、退学の場合は受学生の決定を取り消し、原則として給付した奨学生を返還していただきます。詳細は薬学部教務課に問い合わせてください。

【入学試験優秀者奨励奨学生】

前期入学試験合格者のうち、成績が優秀な者については、下記のとおり奨学生として初年度学納金の一部を減免します。

対象者	人 数	金額
入試成績が1~5位の合格者	5名の範囲内	100万円
入試成績が6~10位の合格者	5名の範囲内	50万円

指定校推薦入学試験及び前期一般推薦入学試験合格者のうち、成績が優秀な者については入学後に実施する学力テストの結果により、下記のとおり奨学生を給付します。

条件	対象者	人 数	金額
指定校推薦	入試成績1~10位の合格者のうち、入学後に実施する学力テストの結果が20位以内	10名の範囲内	20万円
前期一般推薦	入試成績1~5位の合格者のうち、入学後に実施する学力テストの結果が20位以内	5名の範囲内	20万円

【薬学部学業奨励奨学生】

各学年の学業成績優秀者を顕彰するとともに、学業奨励の種とすることを目的として、奨学生を給付します。

学年	対象者	人 数	金額
2~5学年	各学年とも前年の成績優秀者	10名の範囲内	10万円
6学年	第1~5学年までの成績優秀者	10名の範囲内	10万円

【薬学部育英奨学生】

経済的事情により、修学が困難な学生の育英奨学生に資することを目的として、奨学生を給付します。

学年	対象者	人 数	金額
全学部	学業成績及び人物とも優秀で経済的負担の軽減を要する学生	24名の範囲内	18万円

看護学部貸与奨学生

看護学部に在籍する学生のうち、下記の者に奨学生を貸与します。なお、卒業後、直ちに本法人の看護師または保健師、助産師として勤務した期間が、奨学生の貸与を受けた期間間に達したとき等は、返還を免除します。詳細は看護学部教務課に問い合わせてください。

学年	対象者	人 数	金額
各学年	卒業後、本法人に看護師または保健師、助産師として勤務する意思があり、人物・学業成績とも優秀で、かつ経済的負担の軽減を要する学生	10名以内	36万円

父兄会費奨学生

学生の福利厚生に寄与することを目的とし、父兄会費の一部及び寄付金で運営する奨学生です。詳細は学事総務課(矢巾)に問い合わせてください。

項目	概 要
申込資格	医学部、歯学部又は薬学部在学中に父兄会員である学費負担者が死亡により学納金の支弁が困難となった者で、人物、健康、学業ともに良好と認められる者
奨学生数	毎年若干名
貸与額	医・歯学部:授業料相当額(無利子)、薬学部:授業料の半額相当額(無利子)
貸与期間	医・歯学部:原則として6ヵ年以内、薬学部:第4学年から第6学年の3ヵ年以内
提出書類	①申込み理由書 ②奨学生申込書 ③奨学生借用証書 ④誓約書 ⑤その他必要書類 また、奨学生の貸与終了時には返済確認書を提出しなければなりません
保証人	貸与時に連帯保証人を1名選任
返 減	貸与期間終了後に全額を一括返済。これが困難な場合は、貸与を受けた年数の4倍の年数以内でもって返済。 返済額は貸与合計額を返済回数(貸与年数×4倍以内の年数×12ヶ月)で除した額
返済猶予	本学を卒業後、臨床研修医又は臨床研修歯科医として研修中に願い出た場合など
滞 納	年5%に相当する額の滞滞金が課されます



DVについて

DV(「メスティック・バイオレンス」)って知っていますか？

新聞やテレビなどで知っている方も多いと思いますが、メスティック・バイオレンス(domestic violence)はパートナー(配偶者・元配偶者・事実上の婚姻関係にある者)から繰り返し受ける暴力のことです。

また、交際中のカップルの間で繰り返し行われる暴力のことはデートDVと言います。

DV、デートDVともに相手を自分の思いどおりにするために行われる暴力で、男性から女性に対するものが多いですが、それがではありません。

DV、デートDVの被害は年々増加しており、社会問題となっています。

では、どんなことがDVでしょう？

DVには、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。

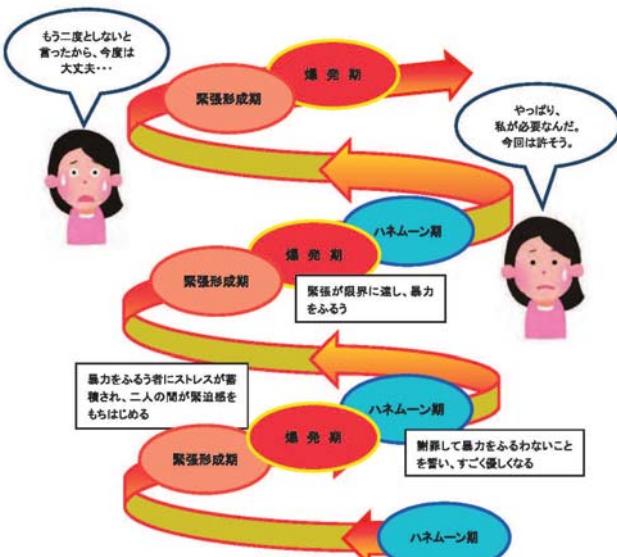
身体的暴力

- 〈例〉 ■ ピンタ。拳骨でぐる。足でける。噛む。
- 刃物などを身体につきつける。物を投げつける。
- 髪をひっぱる。首をしめる。腕をねじる。引きずります。溺れさせる。
- 食事を与えない。毒物を飲ませる。
- 冬に外で凍め出す。
- 監禁する。

精神的暴力 身体的暴力でなくても刑法上の傷害とみなされれば、傷害罪となります。

- 〈例〉 ■ 慄鳴する。
- 「誰のおかげで生活できるんだ。」「役立たず。」「甲斐性なし。」などと罵る。
- 相手を独占しようと家族や友人とのつきあいを制限する。携帯や手紙を勝手にチェックする。行動を監視する。
- すぐ不機嫌になって無視する。
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする。
- 子どもや身内に危害を加えるといって脅す。
- 読るふりや、物を投げつけるふりをして脅かす。
- 別れるなら死ぬと自殺をほのめかし、脅す。

暴力のサイクル DVは次のようなサイクルを繰り返すことがあります。このため、なかなかDVから抜け出すことができません。サイクルを繰り返しながら、暴力は激しくなります。



こんなことを考えてはいませんか？要注意です！

- ・ 人のを失うのが怖い。それだったら我慢しよう。
- ・ 男性の言うことを聞く女性のほうがかわいい。
- ・ 暴力をふるわないときはとても優しい、自分にも悪いところがある。
- ・ 人のを支えて変えられるのは自分だけ。

性的暴力

- 〈例〉 ■ 見たくないのにパルノビデオやボルノ雑誌をみせる。
- いやがついているのに性行為を強要する。
- 中絶を強要する。
- 遊戯に協力しない。

経済的暴力 経済的に相手を支配して自分の意のままに従わせることです。

- 〈例〉 ■ 相手の給料や貯金を勝手に使う。
- 生活するうえで最低限必要な物を買わせない。
- 収入について何も教えない。使わせない。
- 借金をさせる。
- お金を貰がせる。いつもおごらせる。借りたお金を返さない。無理やり物を買わせる。
- アルバイテさせたり、詐めさせたりする。



どうしてDVが起きるのでしょう？

DV加害者の傾向として、

- ① 自己中心的な性格。相手の気持ちよりも自分自身を優先する。
- ② 暴力あまり深刻に考えない。
- ③ 自分に甘く他人に厳しい。相手に自分の理想を押し付ける。
- ④ 男尊女卑的な考えを未だに持っている。
- ⑤ 夫婦、恋人は同じ価値観を共有すべきという誤った考えを持っている。



が挙げられます。

相手を「自分のもの」と勘違いし、自分が所有し從属させているのだからなにをしても許される、と考えているのです。

どんなに熱烈な夫婦、恋人であっても価値観はそれぞれ異なるのが当然です。

相手が自分と違う考え方や感じ方をしているのがどうしても許せないのであれば、このまま一緒にいるのはお互いに不幸です。

DVから身を守るためにどうしたらいいのでしょうか？

DV被害者保護のため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」があります。

この法律により、行政機関は被害者の一時保護施設を設け、また裁判所は被害者に近寄らないようにする命令「保護命令」を加害者に出します。

デートDVはこの法律の対象外ですが、民事手続きで裁判所に「被害者に接近してはならない」という仮処分を申請することができます。

また、DV、デートDVが暴行罪、傷害罪、脅迫罪等に該当すれば、警察は加害者を逮捕することもあります。

DV被害を受けたら

- ① 相手から避けたい
 - ・ 警察署や交番に絶対込んでください。
 - ・ その上で一時的に別の場所に避難してください。
 - ② 相手が近寄ってこないようになさい
 - ・ 地方裁判所に申し立ててください。
 - ・ つきまといやストーカー行為については警察に相談してください。
 - ③ 相手を黙してほしい
 - ・ 警察署等に被害を報告してください。このとき、相手を追罰してほしいとの意思も伝えてください。
- いずれの場合も、自分だけで行動するのが難しいときは、上級、同僚、教員、事務局に相談してください。

DVの相談を受けたら

- もし、あなたが友人からDV被害の相談を受けたら、どんなに信じられない話であってもきちんと聞いてください。否定したり、被害者をとがめるようなことは言わないでください。
- そして相談者の意思を確認した上で、専門機関等への相談を勧めてください。
- 学生の場合は、教員や各教務課に連絡いただいて構いません。大学が専門機関につなげます。

警察・関係機関一覧

警察署	所在地	電話番号
紫波警察署（矢巾町を管轄）	紫波郡紫波町桜町字大坪 51-2	019-671-0110
岩手県警察本部	盛岡市内丸 8-10	019-653-0110
ストーカー・配偶者暴力対策係		#9110（無線ダイヤル）または 019-654-9110
警察安全相談（岩手県警察本部）	盛岡市内丸 8-10	019-606-0110
盛岡東警察署	盛岡市内丸 3-40	019-606-0110
盛岡西警察署	盛岡市青山 3-37-1	019-645-0110
岩手警察署	岩手郡岩手町大字五日市 11-53-3	0195-62-0110
花巻警察署	花巻市下小舟渡 309-2	0198-23-0110
北上市警察署	北上市九年橋 3-16-10	0197-61-0110
水沢警察署	奥州市水沢真城字北塙加羅 37-3	0197-25-0110
江刺警察署	奥州市江刺大通り 8-15	0197-31-0110
一関警察署	一関市山目字三反田 30	0191-21-0110
千厩東警察署	一関市千厩町千厩字石堂 25-1	0191-51-0110
大船渡警察署	大船渡市盛町字下館下 14-2	0192-26-0110
遠野警察署	遠野市東殿町 1-6	0198-62-0110
釜石警察署	釜石市八雲町 3-1	0193-25-0110
宮古警察署	宮古市松山第 6 地割 4-2	0193-64-0110
岩泉警察署	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田 23-4	0194-31-0110
久慈警察署	久慈市川崎町 2-1	0194-53-0110
二戸警察署	二戸市金田一字上田面 302-6	0195-29-0110

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力やストーカー行為の被害者のための相談機関として、警察のほかに、配偶者暴力相談支援センターがあります。
岩手県福祉総合相談センター
盛岡広域振興局保健福祉環境部
岩手県男女共同参画センター
もりおか女性センター
県南広域振興局保健福祉環境部
県南広域振興局保養福祉環境センター
県南広域振興局保養福祉環境部 一関保健福祉環境センター
沿岸広域振興局保健福祉環境部
沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター
沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター
県北広域振興局保健福祉環境部
県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター

つきまとい・ストーカーについて

「つきまとい等」とは

法律では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことへの怨恨の感情から、特定の者又はその家族等に対して行われる以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定しています。

8つの行為とは、

- ①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- ②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③面会、交際その他の義務のないことを要求すること。
- ④著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ⑤電話をかけて何も告げず、又は招まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦その名前を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図面、その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

「ストーカー行為」とは

法律では、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定しています。

こうした行為にあったら、すぐに最寄りの警察署に相談してください。

あなたの申し出で、警察は「つきまとい等」を繰り返している相手に警告することができます。警告の申し出以外に、相手を告訴して処罰を求める事もできます。

法律は、男性だけではなく女性にも適用されます。

未成年者でも対象となります。

不安や恐怖を感じたら、すぐ110番

ハラスメント等の相談について

本学では「ハラスメントの防止及びその排除を推進し、人権を阻害されることなく就学、就労、教育、研究、診療できる健全な環境を確保するため、関係規程を整備し、相談窓口を設けています。
もし、このような行為を受けた場合は、相談員にご相談ください。個人のプライバシーは厳守します。

[大学ホームページ] > [在学生・卒業生・教職員の皆様] > [お知らせ] > [学内規定情報]

【相談員連絡先】

※ 学内規定情報へアクセスするためには、学内LANに接続する必要があります。

QRコードから直接ダウンロードすることもできます。



STOP!! ハラスメント

相手も自分と同じ人間です

- 特定の人を無視・仲間外れにしていませんか？
- あなたの言動を相手が嫌がっていませんか？
- 相手のプライバシーに干渉していませんか？
- 相手が困るような的な話題・冗談を言っていますか？
- 相手の考えをきちんと聞いていますか？
- 周りの状況を考えずに、相手が困るようなことを言っていますか？
- 感情的になって怒鳴ったりしていませんか？

- ハラスメントは、仕事への意欲や自信を喪失させます
- あなたが行なったハラスメントは、大学に大きな損失を与えます

SNSの危険性について

タイトルを見て「何をいまさら？」「SNSはツーに使っているから俺には関係ない」と思っている人ほど、SNSに潜む危険と隣り合わせであることに気が付いていますか？

スマートフォンの普及に伴い、一段とTwitterやFacebookなどのSNSが使いやすくなりました。いまや、SNSを使っていない時代に取り残されたかのように思われていますが、普及とは相反してマナーやリスク認識が追いついておらず、裁判沙汰になるケースもでるなど「知らなかった」では済まされない重大な問題も起きていました。

便利なSNSの危険性についてQ&Aなどを一度読みしておくと、これから書き込まれるであろうトラブルの大半を回避できます。

その1：Q&A

Q:「発言内容があると大学から処分を受けるの？」

A:大学では、問題のある発言を行った学生に対して、法令・学則により、停学や退学などの処分を行うことがあります。また、就職活動に関連といえば、内定の取り消し、解雇といった処分を受けることがありますので、十分に注意してください。

Q:「プライベートな書き込みなのになぜ訴えられるの？」

A:基本的にSNSは「誰でも閲覧できる不特定多数への発信」です。書き込んだ時点で「公開」されているため、個人情報の漏洩、名誉毀損、プライバシー侵害、守秘義務違反などの点で問題になります。自分の発言が、フォロワーや身近な人にしか見られないと思っている人が多いですが、実は大学教職員などの目に触れていて、個人が特定されているケースもたくさんあります。さらに、企業の採用担当者は問題の多い学生を見つけるため、頻密にチェックしています。過去の書き込みは相手が保存すればいつまでも残るため、就職活動の間だけ注意しても意味はありません。

Q:「Facebookも友達にしか公開していないし、Twitterのアカウントに鍵をかけているから大丈夫でしょ？」

A:アクセスを制限していても、システムエラー、フォロワーのミスあるいは惡意によって、無制限に公開されることがあります。また、法的な問題が起きた場合、被害者は警察の協力を得て発信者情報を特定することができます。すなわち、ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありませんので、アクセスを制限していることに対して安全を過信することなく、発言には十分注意してください。

その2：自分の島を守る4か条

SNSは就職活動や臨床研修の情報収集に必要不可欠なツールです。次の4か条をよく読んで、「良質な情報」を集めましょう。

(1) 他者の個人情報を許可なく書き込まないこと

個人情報は、実名や顔写真だけでなく、「行動」も含まれます。個人には、自分の情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。たとえば、「有名人を見た」「有名人が何をしていた」という書き込みは、その有名人の個人情報の漏えい、プライバシーの侵害に当たります。本人の許可なく不用意に情報を書き込んだり、写真を上げたりしてはなりません。

(2) 他者を誹謗・中傷する書き込みをしないこと

相手が特定できる形であれば、社会的評価を不当に貶める誹謗・中傷は、名誉毀損に該当し訴訟の対象になります。たとえば、友人や教員、または大学や臨床研修や薬局研修・パート先、就職活動先に対する一方的な不平・不満、暴言・罵詈雑言は、相手の名誉を毀損している可能性があります。憂さ晴らしと思えるような感情を一方的に発散する書き込みがよく見られ、ときに炎上していることもありますが、もし、相手が法的な措置をとれば、圧倒的に不利になり、即アカです。リアル社会で困ったことがあればいつでも大学が相談に乗りります。

(3) 職務上(立場上)知り得る情報を書き込まないこと

アルバイト先、研修先などの団体に所属して「活動(研修・仕事など)」する場合、所属先のルールを守る必要があります。その中には「守秘義務」があり、たとえばパート先の顧客情報（「有名人が来店した」なども含む）などを、無断でSNSに掲載するのは守秘義務違反、服務規程違反に当たります。

これまでにも、「有名人がホテルに宿泊した」と従業員がTwitterで暴露して、社会問題になった例はたくさんあります。今、臨床研修や実務実習・パートの教育や契約の中に、SNSのことも追加されており、違反すれば解雇や内定取り消しは必至です。もちろん、大学も「団体」ですから同じことが言えます。

(4) モラルに違反する内容を書き込まないこと

モラルを逸脱したあなたの行動や発言をネット上に公開することで、あなた自身が社会的に信頼されなくなります。しかし、それ以上に怖いのは、ネット上で激しい批判を浴び、あなた自身や家族の個人情報がネット上で探索され、公開されるリスクを負うことです。一度炎上してしまえば、結果として、あなたも家族も、いたずら電話や嫌がらせ、ストーカー、泥棒などに悩まされることになります。また、あなたの個人の問題だけではなく、本学の信頼および全国の医療従事者全体の信頼を損ねることもあり、常に医療人としての自覚が求められます。

**危機管理
マニュアル**

大学では、学内外において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対応する初動体制を確立し、職員及び学生等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たすことを目的として、矢巾キャンパスを中心とする次のマニュアルを策定しています。

学生の皆さんも万が一の事態に備えて、よく確認してください。マニュアルは本学ホームページに掲載されていますので、スマートフォンなどにダウンロードしていくつでも確認できるようにしておいてください。

[大学ホームページ] > [在学生・卒業生・教職員の皆様] > [お知らせ] > [学内限定情報]

*学内限定情報へアクセスするためには、学内LANに接続する必要があります。

下記QRコードから直接ダウンロードすることもできます。

●岩手医科大学矢巾キャンパス**危機管理基本マニュアル**

<http://w3.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2019/kihon.pdf>

**●岩手医科大学矢巾キャンパス****事象別危機管理マニュアル**

<http://w3.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2019/jishoubetu.pdf>

**●岩手医科大学矢巾キャンパス****学生対応危機管理マニュアル**

<http://w3.iwate-med.ac.jp/gakumuka/clg/2019/gakusetaiou.pdf>



草創から 新生岩手医科大学へ

創立者三田俊次郎は、岩手県における医療の貧困を憂い、明治30年(1897)に廃止された県立病院を收得して私立岩手病院を開設し、明治34年(1901)には岩手病院を実習場として東北・北海道初の私立岩手医学校を設立しました。

しかし、この岩手医学校も創立11年目の明治45年(1912)、医育改革により医校の止むなきに至りました。その後、大正末期から全国的に医学専門学校設立の気運が高まり、昭和3年(1928)2月、三田俊次郎の医学教育に対する情熱と努力が認められ、私立岩手医学専門学校が誕生しました。岩手医学専門学校は、三田俊次郎校長時代(1928~1942)から三田定則校長(1942~1960)まで二十有余年続きました。

その後、戦後の教育改革により、昭和22年(1947)6月18日「岩手医科大学」に変更し、初代学長に三田定則が就任しました。さらに昭和26年、学校法人を設立して新創岩手医科大学が発足するに至り、地域医療に寄り添した私立医科大学としての搖るぎない地位を確立しました。

躍進そして現在へ 弛まぬ発展を求めて

昭和31年以降、設備拡充の5ヶ月計画・統5ヶ月計画と構想が次々に打ち出され、驚くほどの早さで飛躍的な拡充を実現しました。昭和35年(1960)大学院医学研究科設置、昭和40年(1965)薬学部・教養部設置と、教育・研究の内容を高める環境、条件が充足されました。

昭和40年の歯学部設置は、東北大学歯学部と並んで北日本で最初の歯科医育成機関として認可されたもので、昭和42年の歯学部附属病院開設、昭和58年の大学院歯学研究科開設と、着実にその内容を充実させています。

また、昭和55年(1980)11月、岩手県と共同で岩手県高次救急センターを開設。平成2年(1990)社団法人日本アソシート・フォーラムと共同で、日本でも数少ない福島電子核医学研究施設サイロトロンセンターを開設。平成5年(1993)国からの移設を受けて附属花巻循環器病院を開設。平成9年(1997)2月には、創立60周年記念事業として附属循環器病院が竣工。同年6月には循環器医療センターが、全国では13番目の高度先進専門病院として開設しました。

平成11年(1999)には文部省(現・文部科学省)の私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業を受け、医学部に先端医療研究センター、薬学部には先進医療研究センターが開設されました。

平成19年(2007)4月には、矢巾新キャンパスの完成にともない、念願の薬学部を開設し、医学・歯学・薬学に関する最高の設備と機能を備えました。平成22年(2010)8月には、国内2例目となる7テスラMRI装置を整備した超高磁場先端MRI研究所を開設、同年12月には、がんの機能画像診断と高精度放射線治療に特化したPET・リニアック先端医療センターを開設。平成23年(2011)4月からは、矢巾キャンパスの新校舎に医学部及び薬学部の基礎講座と共同研究部門(現医薬総合研究所)を移転し、充実した教育スタッフを擁する名実ともに指揮の医療系総合大学として歩みつづけています。

明治30年	私立岩手病院開設	平成17年	岩手医科大学附属病院に歯科医療センターを開設
明治33年	医学講習所移設(盛岡医会堂内)	【歯学部附属病院を統合】	
明治34年	私立岩手医学校設立認可	平成18年	薬学部設置認可
明治45年	私立岩手医学校閉鎖【医育改革により】	平成19年	矢巾キャンパス竣工 薬学部・共通教育センター開設
大正15年	岩手病院診療棟竣工(現1号館)	平成20年	岩手医科大学附属病院に循環器医療センターを開設
昭和3年	財团法人岩手医学専門学校設立認可【初代校長 三田俊次郎】	【附属循環器センターを統合】	
昭和22年	財团法人岩手医科大学に組織変更【初代学長 三田定則】	平成21年	附属PET・リニアック先端医療センター開設
昭和23年	岩手医科大学医学部医学科開設	平成22年	超音波基盤MRI I 研究所開設
昭和26年	財团法人岩手医科大学を学校法人岩手医科大学に組織変更	平成23年	医学部・歯学部基礎講座統合・移転共同研究部門移転・医薬総合研究所へ改組
昭和27年	新創立岩手医科大学発足	平成24年	矢巾キャンパス第二次事業竣工 岩手医科大学医療専門学校へ名称変更【歯科医専門学校、歯科衛生専門学校を統合】
昭和30年	医学進学課程設置	平成25年	矢巾キャンパスに附属病院ドクターへリソースリポート竣工 大学院薬学研究科設置認可【博士・修士課程】
昭和35年	大学院医学研究科設置認可【博士課程】	平成26年	全学教育推進機構を開設(共通教育センターを改組)
昭和40年	歯学部・教養部開設	平成27年	その教育・研究組織として教養教育センターを設置
昭和41年	岩手医科大学工学校開設【現:岩手医科大学医療専門学校前川技術工科】	平成28年	矢巾キャンパスにエネルギーセンター竣工 岩手大学春季定期試験実験室設置 看護学部設置認可
昭和42年	齿学部附属病院開設	平成29年	岩手医科大学附属病院にPET・リニアック先端医療センターを統合
昭和45年	医学部附属病院外來診療・病棟・臨床講義室		看護学部開設
昭和47年	記念図書館竣工		創立120周年記念式典を挙行
昭和55年	岩手県と共同で高次救急センター開設【現:岩手県高次救急センター】		
昭和58年	大学院医学研究科設置認可【博士課程】		
平成2年	岩手医科大学サイクロotronセンター開設		
平成5年	岩手医科大学附属花巻循環器病院開設		
平成6年	岩手医科大学附属病院に特定機能病院の承認		
平成9年	創立60周年記念館竣工、附属循環器医療センター開設平成11年		
平成11年	私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業選定		
平成16年	大学院医学研究科設置認可【修士課程】		
	歯科衛生専門学校開設		

諸規則

1. 岩手医科大学学則	65
2. 学生就学規程	75
3. 学生の交通事故又は道路交通事故に対する処分内規	78
4. 岩手医科大学正規手数料規程	78
5. 岩手医科大学学生会規約	79
6. 岩手医科大学施設等使用規程	82
7. 図書館資料閲覧貸出規程	85
8. 学生健康診断規程	88
9. 人権侵害の防止等に関する規程	89
10. 岩手医科大学歯学部学業奨励與奨学生規程	91
11. 岩手医科大学薬学部学業奨励與奨学生規程	92
12. 岩手医科大学入学試験優秀者奨励奨学生規程	93
13. 岩手医科大学薬学部奨励奨学生規程	94
14. 岩手医科大学看護学部奨励奨学生規程	95
15. 岩手医科大学父兄会奨学生規程	96
16. 岩手医科大学生命倫理規則	98
17. 岩手医科大学の学生個人情報の取扱要領	99

【岩手医科大学学則】

第1章 目的及び使命

第1条 本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育、看護学教育を通じて誠ひ人間を育成するにある。すなわち、まず人としての教養をめぐめ、充分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学識を覚め、実地の修練を積み、出でては力で社会貢献を以てくし、入っては真摯な学問として、斯道の進歩発展に貢献せること、これが本学の使命とする所である。

2 各学部による教育研究上の目的は別に定める。

3 本学は教育研究水準の向上に努め、前項の目的及び社会的使命を達成するため、本学においては教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

4 前項の点検及び評価の方法並びに体制等については、別に定める。

第2章 組織及び修業年限

第2条 本学に次の学部学部を置く。

医学部 医学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

看護学部 看護学科

2 医学部、歯学部及び薬学部の修業年限は6年とし、看護学部は4年とする。

3 各学部の学生の在学期限は、次のとおりとし、通常して修業年限の2倍を超えることができない。ただし、再入学者の在学期限については別に定める。

(1) 医学部、歯学部、薬学部 同一年につき2年
(2) 看護学部 同一年につき3年

第3章 学年・学則及び休業日

第3条 学年は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

第4条 学年は、前期、後期の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

ただし、前期及び後期の期間は、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 1月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春期休業 3月16日から4月15日まで

(4) 夏期休業 7月16日から8月31日まで

(5) 冬期休業 12月23日から1月15日まで

ただし、春期、夏期及び冬期休業の期間については、学長が教育上必要と認めるときは、変更ことがある。

2 休業休業日は、その都度学長が定める。

第4章 授業科目、授業時間数及び単位

第6条 各学部の授業科目等は別表第1のとおりとする。

第5章 授業科目の履修及び履修修了の認定

第1節 医学部、歯学部

第7条 医学部、歯学部においては、第6条に定める所の授業科目を履修しなければならない。

2 履修方法及び履修すべき授業科目について別に定める。

3 履修した科目に単位を付与する場合は、45時間の学修を必要とする内容を1単位とすることを標準とし、授業の方針に応じ、当該授業による教員効率、授業時間内外必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実習、実習及び実習に付随するものについては、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

第8条 所定の標準及び実習を履修した者に対し試験を行う。

2 評議会に関する実施規則は別に定める。

3 評議の成績は、合格または不合格とし、評議等は別に定める。

第2節 看護学部

第10条 看護学部においては、第6条に定める授業科目を履修し、所定の単位を得なければならならない。

2 履修方法及び取得すべき単位数については別に定める。

3 単位の計算は、第6条第3項を準用する。

第11条 履修した授業科目については、別に定める方法で試験を行う。

第12条 評議の成績は、第9条を準用する。

第3節 全学部共通

第13条 特定の授業科目を履修した者に履修証明書を与えることがある。

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にたることを標準とする。

第14条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が所属する学部以外の学部の授業科目を履修することができる。

第15条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修習した単位を、60単位を超えない範囲

語で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通情教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の大学教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第16条 本学が、教育上利益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目を複数修生により修得した場合は、各科目に付する単位)を、本学に入学する授業科目の履修にみなし、本学の定めるところにより単位を与えることとする。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第17条 本学が、教育上利益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目を複数修生により修得した場合は、各科目に付する単位)を、本学に入学する授業科目の履修にみなし、本学の定めるところにより単位を与えることとする。

2 本学が、教育上利益と認めるときは、学生が本学に入学する前に前条第1項に規定する単位を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなすことは、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、専門学の場合は合計30単位を超えないものとし、かつ、第15条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む)及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

第18条 医学部においては第2条に定める期間を在学期し、かつ、第6条に定める単位の授業科目及び卒業論文を修得し、試験に合格した者は、当該学部選択会の職を経て学長が卒業を認定し、医学部を卒業した者には学士(医学)、医学部を卒業した者には学士(歯学)の学位を授与する。

2 痕学部においては第2条に定める期間を在学期し、かつ、第6条に定める所定の授業科目を修得のうえ、試験に合格し、痕学部実習費20単位以上を含む186単位以上を修得した者は、当該学部選択会の職を経て学長が卒業を認定し、学士(痕学)の学位を授与する。

3 痕学部においては第2条に定める期間を在学期し、かつ、第6条に定める所定の授業科目を修得のうえ、試験に合格し、痕学部を卒業した者には学士(痕学)、痕学部を卒業した者は、当該学部選択会の職を経て学長が卒業を認定し、学士(痕学)の学位を授与する。

第7条 入学、休学、再入学、転入学、編入学、転部入学及び退学入学の時期は、学年の始めとする。

第20条 本学に入学資格のある者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)。
- (3) 外国において、学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者(文部科学大臣の指定した者)。
- (4) 文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得する場合について準用する。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 高等学校卒業程度検定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度検定資格試験に合格した者(同規則別表第2条の規定による應止制の大學生資格検定規則(昭和40年文部省令第13号)による大學生資格検定に合格した者を含む)。

(7) その他、相当の学力を有し、高等學校卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めめた者。

第21条 入学者の者は、所定の入学審査に、履歴書、資格証明書、写真及び入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第22条 本学に入学を志願した者については、教授会の職を経て学長が入学の許可、不許可を決定する。

2 本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者についでは、欠員のある場合は、別に定めるところにより選考し、教授会の職を経て学長が相当年次に入学を許可することができる。

第23条 入学者を許可された者は、本学所定の方式によって宣誓し、保証人2名を定めて在学部監査その他の所定の審査を提出し、かつ所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

第24条 保証人は、学生本人の父兄及び独立の生計を営む成年者とする。ただし、保証人のうち1名は学費負担者でなければならない。

2 保証人は学生の在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡し、あるいはその資格を失ったときは、直ちに第1項の規定によって新たに設けなければならない。

第25条 学生、保証人及び名、本籍、住所を変更した場合は直ちに届け出なければならない。

第26条 病気、その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学できないときは、その事由を説明する書類を添え保証人連署の休学期を提出し、教授会の職を経て学長の許可を得なければならない。

2 休学期の期間は、1年を超えることはできない。ただし特

別の事情がある場合は、教授会の職を経て学長が更に1年以下の休学期を許可することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 休学期間であっても事故止めとなり復学を願い出した場合は、教授会の職を経て許可することとする。

第28条 他の大学から本学に、本学から他の大学に転入、編入学を願い出した者がいる場合は、教授会の職を経て学長が許可することができる。

2 本学の第1年生の他学部の転入者を希望する者は、第2年始めに履修登録入学を許可することができる。ただし、履修登録免除のものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という)がつさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会の運営に關する規程は、別に定める。

第9章 職員組織

第34条 本学に次の職員を置く。

学長・副学長・教授・准教授・講師・助教・助手・技術員・事務員、その他必要な職員。

2 職員の定員に關しては、別にこれを定める。

第10章 教授会

第36条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、医学部、歯学部、薬学部及び看護学部のそれぞれの専任教授をもって当該学部別に組織する。

3 教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という)がつさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第8章 入学検定料、入学会、授業料、その他の学費

第30条 入学検定料、入学会、授業料、その他の学費(以下規程等という)の額は、別に定める。

第31条 授業料等の納入は、次の各号のとおりとする。

(1) 入学金は、入学手続き時に納入しなければならない。

(2) 入学初年度の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、入学初年度は入学手続き時に納入しなければならない。ただし、半額ずつ分納することができるるものとし、分納する場合は10月の納入期限日までに納入しなければならない。

(3) 入学年度以降の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費は、毎年4月25日までに納入しなければならない。ただし、授業料は半額ずつ分納することができるもののとし、分納する場合は2回の納入期限日は9月25日までとする。

(4) 薬学部別5学年の最初実習実習にかかる費用の額及び納入方法は、別に定める。

第32条 授業料等を所定期日までに納入しない場合は、納入するまでその者の出席を停止し、30日を経過して、なお納入しない場合は、学長にこれを剥奪することができる。

第33条 納入した授業料等は、返済しない。ただし、入学手続きを完了したもので、所定期日までに入学手続きの届出を行いつつ授業料等の返済を申し出た者については、入学手続き及び入学会を除く外の納入金を返済する。

2 前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料および実験実習費は、休学期を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの月割計算による額の半額を免除する。

第11章 学生容認定員

第36条 各学部の学生定員は次のとおりとする。

医学部医学科 入学定員 95名 取容定員 570名

歯学部歯学科 入学定員 80名 取容定員 480名

薬学部薬学科 入学定員 120名 取容定員 720名

看護学部看護学科 入学定員 90名

3 年次編入学定員 5名 取容定員 370名

第12章 研究生・研修生・研究員・講師・科員等の規程

第37条 本学において特典事項に関する研究及び研修を志願する者については、選考のうえ研究生、研修生、研究員とし、別に定める。

2 研究生、研修生、研究員に関する規程は、別に定める。

3 研究生のうえ研究生、研修生、研究員との規程は、別に定める。

4 研究生の規程は、別に定める。

第38条の2 本学の学生以外の者で、本学が開講する一又は複数の授業料の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ、科員等の規程として入学を許可する。

2 科目等規程は、別に定める。

第38条の3 研究生、研修生、研究員、講師生には、第8条、第9条、第11条、第12条、第18条、第19条、第20条、第30条及び第40条は、これを適用しない。

39条 外国人留学生を入学させることがある。外国人学生

は、特に規定あるもの外は本学則の一般規定を準用する。

第13章 寛 免

第40条 人物及び学業の優秀な者は、教授会の職を経て学長がこれを表彰することができる。

第41条 学生がその本分にもとる行為をした場合は、教授会の職を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学、退学、退学のうえ除籍の4種とする。

第42条 次の各号に該当する者は、教授会の職を経て学長が退学又は退学のうえ除籍することができる。

- (1) 性行不良で精神的忍みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなく欠席が多い者
- (4) 本学の秩序を乱す者

第14章 附則施設

第43条 本学に次の附属施設を置く。

(1) 附属図書館

(2) 附属病院

(3) 附属医療用植物園

2 附属図書館規程、附属病院規程及び附属医療用植物園規程は、別に定める。

第15章 学生の厚生補導等

第44条 学生の厚生補導の充実を図るために、学生部を置く。

2 学生部規程および学生の厚生及び補導については別に定める。

第45条 本学に学生寮を置くことができる。

第16章 学生心得

第46条 学生心得は、別に定める。

第17章 改革

第47条 この学則の改革は、関係学部教授会及び教学運営会の職を経て理事会が決定するものとする。

附 則
この学則は、昭和22年6月18日から施行する。

附 則
この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和29年9月15日から施行する。

附 則
この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和46年1月1日から施行する。

2 改正後の第24条の授業料等については、昭和46年以前から在学している者に対してはなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 改正後の第24条の授業料等については、昭和48年以前から在学している者に対してはなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料等は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和50年1月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料等は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和52年1月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和53年2月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和54年2月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料等は、第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和55年2月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和57年1月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和59年1月2日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料及び実験実習費は第24条及び第25条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則
1 この学則は、昭和61年1月6日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料、実験実習費及び施設整備費は第24条及び第25条の規定にかかわらず従前どおりとする。

附 則
1 この学則は、昭和62年10月20日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料、実験実習費及び施設整備費は第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 第24条第1項に定める学部学納金のうち、実験実習費並びに施設整備費の()書は昭和63年度以降専修部に入学した者に適用する。

3 この改正学則施行の際、昭和60年度以前に入学し、在学している学生については、第24条第3項の規定は適用しない。

附 則
1 この学則は、平成2年1月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学している学生については、第20条第2項、第3項および第27条第2項の規定は、平成2年4月1日より適用する。

ただし、この改正学則施行の際、現に休学している学生については、第20条第2項、第3項および第27条第2項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成2年10月19日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成3年11月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成3年5月15日法律第73号の改正とともに、第24条の入会金及び施設整備費は非課税とする。

附 則
1 この学則は、平成5年11月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成10年9月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の在学年限は、第2条第3項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成13年10月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成14年10月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の授業料その他の学費は、第24条第1項の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年11月30日付、文部科学大臣からの看護学部設置認可に伴い改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成20年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成29年度
入学定員	90人	90人	90人	90人	90人	90人
収容定員	490人	500人	510人	520人	530人	540人

3 第31条の規定にかかわらず、本附則第2項のうち医学部地域枠特別推薦入学による入生（岩手県医師養成事業奨学金制度利用者の）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

附 則

この学則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人
収容定員	505人	520人	535人	550人	565人	570人

3 第31条の規定にかかわらず、本附則第2項のうち医学部地域枠特別推薦入学による入生（岩手県医師養成事業奨学金制度利用者の）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 学生定員の取扱については、平成20年8月5日付、文部科学省からの「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進について（通知）」に基づき改定するものとし、平成20年4月1日の「新医師確保総合対策」に基づく附則、ならびに平成21年4月1日施行の「緊急医師確保対策」に基づく附則に問わらざる所とおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
入学定員	110人	110人	110人	110人	110人	110人
収容定員	520人	550人	580人	610人	640人	660人

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成22年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度
入学定員	125人	125人	125人	125人	125人	110人
収容定員	565人	610人	655人	700人	735人	735人
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度 平成37年度
入学定員	110人	95人	95人	95人	95人	95人
収容定員	720人	690人	660人	630人	600人	585人 570人

3 第31条の規定にかかわらず、本附則第2項のうち医学部地域枠等に係る入生（地方自治体による医学生奖学金制度を利用者の）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

4 第36条の規定にかかわらず、平成22年度から平成31年度までの間における歯学部歯学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成31年度
入学定員	75人	75人	75人	75人	75人	75人
収容定員	475人	470人	465人	460人	455人	450人

附 則
1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。（平成22年6月28日一部改正）

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の学納金は第30条の規定にかかわらず從前どおりとする。

3 この学則は、平成23年4月1日から施行する。（平成23年2月28日一部改正）

附 則
この学則は、平成23年6月1日から施行する。（平成23年5月30日一部改正）

附 則
1 この学則は、平成24年7月1日から施行する。（平成24年6月25日一部改正）

2 この改正学則施行の際、現に在学中の学生の学納金は第30条の規定にかかわらず從前どおりとする。

附 則
1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。（平成24年10月29日一部改正）

2 第36条の規定にかかわらず、平成25年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学定員	123人	123人	123人	123人	108人	108人	108人
編入学定員	7人						
収容定員	705人	745人	765人	770人	768人	751人	736人
	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人	
編入学定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
収容定員	701人	666人	631人	596人	583人	570人	

3 第36条の規定にかかわらず、平成25年度から平成31年度までの間における歯学部歯学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成31年度
入学定員	73人	73人	73人	73人	73人	73人
収容定員	458人	451人	444人	442人	440人	438人

附 則
この学則は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年3月23日一部改正）

附 則
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成28年8月31日付、文部科学大臣からの看護学部設置認可に伴い改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成20年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～平成29年度
入学定員	90人	90人	90人	90人	90人	90人
収容定員	490人	500人	510人	520人	530人	540人

3 第31条の規定にかかわらず、本附則第2項のうち医学部地域枠特別推薦入学による入生（岩手県医師養成事業奨学金制度利用者の）の授業料、実験実習費、施設整備費、及び教育充実費の納入法については、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成29年度
入学定員	95人	95人	95人	95人	95人	95人
収容定員	505人	520人	535人	550人	565人	570人

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第36条の規定にかかわらず、平成22年度から平成37年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度
入学定員	110人	110人	110人	110人	110人	110人
収容定員	520人	550人	580人	610人	640人	660人
	平成31年度	平成32年度				

別表2(第30条関係)

1. 入学検定料、入学金、授業料その他の学費は、次のとおりとする。(転部入学含む)

	医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料	60,000円	40,000円	35,000円	30,000円
入学金	2,000,000円	600,000円	350,000円	250,000円
授業料(年額)	2,500,000円	2,500,000円	1,300,000円	1,000,000円
実験実習費	初年度(年額) 第2学年以降(年額)	500,000円 500,000円	— —	125,000円 195,000円
施設整備費(年額)	1,000,000円	1,000,000円	400,000円	250,000円
教育充実費	入学時 第2学年以降(年額)	3,000,000円 1,000,000円	2,000,000円 800,000円	— —

※教育充実費のうち、平成21年度医学部在中の学生の第2学年からの年額は800,000円とする。

※看護学部の保健師養成科日雇修習者については、別途実習費等として150,000円を加える。

※看護学部の助産師養成科日雇修習者については、別途実習費等として200,000円を加える。

2. 再入学者に係る入学検定料、入学金、授業料その他の学費は、次のとおりとする。

	医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料	60,000円	40,000円	35,000円	30,000円
入学金	2,000,000円	600,000円	350,000円	250,000円
授業料(年額)	2,500,000円	2,500,000円	1,300,000円	1,000,000円
実験実習費	第1学年(年額) 第2学年以降(年額)	500,000円 500,000円	— —	125,000円 195,000円
施設整備費(年額)	1,000,000円	1,000,000円	400,000円	250,000円
教育充実費	入学時 第2学年以降(年額)	3,000,000円 1,000,000円	2,000,000円 800,000円	— —

3. 転入学(歯学部に限る。)に係る入学検定料、入学金、授業料その他の学費は、前項と同額とする。

4. 転入学者に係る入学検定料、入学金、授業料、その他の学費は、次のとおりとする。

	医学部	歯学部	薬学部	看護学部
入学検定料	60,000円	40,000円	35,000円	30,000円
入学金	2,000,000円	600,000円	350,000円	250,000円
授業料(年額)	2,500,000円	2,500,000円	1,300,000円	1,000,000円
実験実習費(年額)	500,000円	—	125,000円	150,000円
施設整備費(年額)	1,000,000円	1,000,000円	400,000円	250,000円
教育充実費	入学時 第2学年以降(年額)	3,000,000円 1,000,000円	2,000,000円 800,000円	— —

※看護学部の保健師養成科日雇修習者については、別途実習費等として150,000円を加える。

※看護学部の助産師養成科日雇修習者については、別途実習費等として200,000円を加える。

5. 留められた者についての授業料その他の学費は、次のとおりとする。

(1) 第1学年において留められた者

留年年度における第1学年の授業料、実験実習費及び施設整備費とする。

(2) 第2学年以降において留められた者

留年年度における留められた学年の授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費とする。

ただし、最終学年で留められた者で、前期末に卒業する者については、授業料、実験実習費、施設整備費及び教育充実費のいずれも半額とする。

備考 第1項から第5項における入学検定料、入学金、授業料、その他の学費については、次年度以降変更することがある。

- 74 -

【学生憲戒規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、本学学生の憲戒に關し、必要な事項を定める。

2 学生の憲戒については、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(憲戒の対象とする者)

第2条 この規程において憲戒の対象となる者は、岩手医科大学(以下「大学」という。)の学部学生及び大学院生(以下「学生」という。)とする。

2 留學生、外国人留学生、研究生、研修生及び専門員の憲戒については、別に定める。

(憲戒の考え方)

第3条 憲戒は、学生が第5条各号に掲げる憲戒の対象となる行為を行った場合に、本学における学生としての身分をまつとうさせるため、学校教育法及び学校教育法施行規則の規定に基づく行うものとする。

2 憲戒は、懲戒の対象となる行為の様相、結果等を総合的におかし、教育的配慮に基づいて行う。

3 憲戒により学生に課す不利益は、憲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(憲戒の対象となる期間)

第4条 憲戒の対象となる期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(憲戒の対象とする行為)

第5条 憲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 人権を侵害する行為

(3) ハラスメント行為

(4) 情報漏洩に反する行為

(5) 学問的倫理に反する行為

(6) 試験等における不正行為

(7) 学生の学習及び研究並びに教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

(8) その他社会通念や道徳に反し本学学生の本分にもとる行為

2 前各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

(憲戒処分の範囲)

第6条 憲戒処分の方法は、次のとおりとする。

(1) 戒告 学生の行った行為の責任を確認し、その将来を警戒をもって戒める。

(憲戒処分の通告)

第12条 憲戒は、前項の処分を審議し、憲戒処分が相当と判断したときは、憲戒処分を添えて、憲戒処分が不相当と判断したときは、その旨を学部長等に報告するものとする。

3 学部長等は、前項の報告があったときは、これを教授会等に付議する。

(憲戒処分の通告)

第11条 憲戒は、教授会等の轄を越えて、学長が行う。

(憲戒の内容)

第12条 憲戒は、学生を憲戒するときは、憲戒処分の内容を記載した書面を学生に交付するほか、その保護者に対し憲戒処分の内容を文書により通知するものとする。

学生憲戒規程

学生憲戒規程第6条に基づく学生憲戒処分の標準例

区分	憲戒対象行為の種類	除籍	退学	停学	戒告
社会通念や道徳に反し本学学生の本分にもとる行為		●	●	●	●
殺人、強姦、強暴、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯未遂行行為		●			
暴行、傷害、けが、刀銃その他の凶器の持込、横領、恐喝又は脅迫		●	●	●	
麻薬、覚醒剤等の薬物乱用(不正所持又は使用)		●	●		
賭博		●	●	●	
痴情行為(のぞき見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物販売等を含む。)		●	●	●	●
ハラスメント行為(セクシュアル・アダムック・ハラスメント等)		●	●	●	
コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用		●	●	●	
新兵受験を行った場合又は受けさせた場合 特に悪質な不正行為を行った場合又は受けさせた場合			●	●	
試験の不正行為 試験時間中に、使用を許可されていない機器等を使用した場合 答案を交換した場合 他の学生の答案をぞき見した場合 不正行為を割り当てる場合 その他、試験において不正行為を行った場合					●
監督者の注意又は指摘に從わなかった場合					●
本学の知的財産を故意に喪失させる行為			●	●	
本学の管理する建物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠			●	●	●
本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘束、拘束等			●	●	●
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為			●	●	●
本学が管理する建物又は器具の損壊、押損、失火(結果が重大なものに限る。)等			●	●	●
未就学児に対する飲食又は授乳を強制又は助長する行為			●	●	
論文等の公用又は盗作(研究成果作成の際に論文やデータのねつ造を行った場合を含む。)または研究費等の不適切な使用			●	●	●
本学の信用を著しく失墜させる行為			●	●	●

※交通事故・交通事故については、「学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分内規」に基づく。

【学生の交通事故又は道路交通法違反に対する処分内規】

- 目的
交通事故又は道路交通法違反を起した学生に対し、自己反省の機会を与えることはもとより、全学生に注意を促し、安全運転することを目的とする。
- 交通事故又は道路交通法違反に関する届出
学生が交通事故又は道路交通法違反を起した場合は、その輕重にかかわらず、すみやかに各教務課に報告すること。
- 処分の基準
学生が罰金以上の刑に相当する交通事故又は道路交通法違反を起した場合は、学則第4条に基づき、次により処分を行う。なお、同乗者に対しても状況に応じて、相当の処分を行う。
 - 酒酔、運転若しくは酒気帯び運転又は無免許運転を行った場合は、停学とする。
 - 上記以外の交通事故又は道路交通法違反を起した場合は、その交通事故又は道路交通法違反の程度により、停学、戒告、反省文の提出、注意等とする。
 - 死亡事故又は重大な傷害事故を起こした場合において、ひき逃げ等極めて惡質行為があつた時は、除籍又は退学とすることがある。
 - 度重なる交通事故、道路交通法違反又は警察署・検察庁への出頭拒否等があった場合は、処分を加重することがある。
- 処分の手続き等
 - 学則第4条に定める処分（除籍、退学、停学、戒告）については、学生部長会議で審議し、教授会の職を経て学長が行う。
 - 上記の(1)以外の処分（反省文の提出、注意等）については、学生部長会議で審議し、当該学部長及び学長の承認を経て、その処分の経緯により学生部長又は当該学部長が行う。
 - 無期停学の処分を受けた者の処分の解消については、学生部長会議において予想される罰則の程度、示談の結果、処分を受けた学生の改悛の情勢を勘案の上、その解除日を審議し、教授会の職を経て学長が決定する。

附 則
この内規は、平成14年7月1日から施行する。

附 則
この内容は、平成28年11月1日から施行する。

【岩手医科大学 証明手数料規程】

- 第1条 この規程は、第2条に掲げる証明につき徴収する手数料に関して定めるものである。
- 第2条 次の各号に掲げる証明にはそれぞれ次の手数料を徴収する。
- | | | |
|-----------------------|--------------|------|
| (1) 卒業証明書 | 1枚 | 200円 |
| (2) 卒業見込証明書 | 1枚 | 200円 |
| (3) 学業成績証明書 | 1枚 | 200円 |
| (4) 調査書 | 1枚 | 200円 |
| (5) 在学証明書 | 1枚 | 200円 |
| (6) 通学證明書 | 1枚 | 20円 |
| (7) 学生証再発行 | ICカード 2,000円 | 上記以外 |
| (8) 欧文によるものは各部員とも 1枚 | 500円 | |
| (9) 学校学生健康委員會實質引取 | | 無料 |
| (10) その他酌定 | 1枚 | 200円 |
| (11) 写真入ネームプレート再発行 1枚 | 300円 | |

- 2 次の各号による場合は手数料を徴収しない。
- 法令で明示することが義務づけられている場合
 - 国または地方公共団体、またはこれらの職員および本学の職員が職務上必要とすることに対して認定する場合。
 - 前各号のほか学長が特別の理由により手数料を徴収することが不適当と認める場合。

- 3 授業料未納者は第1項の手数料は交付しない。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

【岩手医科大学学友会規約】

第1章 総 則

- (名称および事務所)
第1条 本会は、岩手医科大学学友会という。その事務所を盛岡市内丸19番1号岩手医科大学学友会館におく。
- (目的)
第2条 本会は、会員相互の親睦と自主精神の養成を図り、心身の鍛錬に努め、学業としての規律の保持と質質の向上に努めることをもって目的とする。

第2章 組織と事業

- (会員)
第3条 本会は、岩手医科大学生を正会員とし、教育職員、および大学院生を特別会員とする。
- (事務)
第4条 本会は、次のことを行う。
- 会員相互の親睦を図るために必要なこと。
 - 学風振興、学術研究のために必要なこと。
 - 各種文化活動等、会員の文化発展を促進するために必要なこと。
 - 各種運動競技等、会員の体育向上に必要なこと。
 - 他の目的達成に必要なこと。
- (機関)
第5条 本会の機構は、別途のとおりとし、次の機関をおく。
- 学友会総会
 - 委員会
 - 総務委員会
 - 総務局
 - 広報局、文化局および体育局とその各委員会
 - 所属各部及び同窓会
 - 評議会

第3章 役 員

- (役員)
第6条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名
 - 副会長 3名
 - 局長 3名
 - 評議員 若干名
 - 部長 若干名
 - 総務委員長 1名
 - 委員長 3名
 - 総務委員 27名
 - 委員 数十名
- (役員の選任)
第7条 役員の選任は、次の通りとする。

- 会長には、学長を推戴する。
- 副会長は、会長これを委嘱する。
- 局長は、各委員会の合議による意見をきいて特別会員より会長これを委嘱する。
- 評議員は、会長これに委嘱する。
- 部長は、それぞれ所属部員の合議による意見を聞いて特別会員より会長これに委嘱する。
- 総務委員及び各局役員は、委員会総会で選出承認される。

- (役員の任務)
第8条 役員の任務は、次の通りとする。
- 会長は、本会を統括する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - 局長は、その所轄する局を統理する。
 - 評議員は、評議会の評議にかかる。
 - 部長は、その所轄する部を統理する。
 - 総務委員長は、学友会の執行責任者とする。
 - 委員長は、その所属する局および委員会の執行責任者とする。
 - 総務委員は、その選出団体の代表者とし、それぞれ所属の委員会の審議にかかる。

- (役員の任期)
第9条 役員の任期は、毎年11月から翌年10月に至る1ヵ年とし、専任を妨げない。ただし原則として兼任は選けるものとする。

- (役員の補欠)
第10条 役員の辞職は、選出母体へ提出され、その承認を必要とする。

- (役員の補欠)
第11条 役員に欠員が生じた場合は、直ちにそれを補充するための委嘱または選出が行われるものとする。

第4章 審議権

- 第1節 学友会総会
(学友会総会の構成)
第12条 学友会総会は、本会の最高決議機関であり、全員会をもって構成する。ただし、特別会員は議決権を有しない。(学友会総会の招集)
第13条 学友会総会は、次の場合は總務委員長がこれを招集する。
(1) 会長が、必要と認めた場合。
(2) 委員会が、必要と認めた場合。
(3) 正会員の6分の1以上の要求がある場合。
(学友会総会の招集告示)
第14条 總務局は、学友会総会開催の5日前に日程、議案等、必要事項を会員に公示しなければならない。ただし緊急の場合に限り、この期間を短縮することができる。

-79-

諸規則

岩手医科大学学友会規約

- (総会の開催)
第15条 次の事項は、学友会総会の議題に附さねばならない。
(1) 会費の変更。
(2) 規約の改正。
(3) 学友会の解散に關すること。
(4) 案件が全員会に重大な影響を及ぼすと認められた事項で委員会の要求がある場合。
- 第2節 委員会
(委員会の構成)
第16条 委員会は、企画委員（クラス委員、文化委員、体育委員、広報局委員）により構成され学友会総会に次ぐ決議権があり、学友会総会にかかる代理審議の場とする。(委員会の役割)
第17条 次の事項は、委員会の職に附さねばならない。
(1) 総務委員及び各局役員の選出承認。
(2) 総務委員及び各局役員の不信任に關して。
(3) 本会の運営方針。
(4) 本会の予算決算。
(5) 領の新規または廃止。
(6) 制則の削除および改正。
(7) その他、総務局または総務委員会が重要と認めた事項。(委員会の把査)
第18条 委員会は、全員会によって構成され、毎年4月、9月、2月に開催する。ただし次の場合は、総務委員長は、臨時委員会を招集しなければならない。
(1) 会長が必要と認めた場合。
(2) 総務委員会の要求があつた場合。
(3) 総務局が必要と認めた場合。
(4) 正会員の6分の1以上の要求があつた場合。(委員会の告示)
第19条 総務局は、委員会の招集および議題を3日前に告示しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りでない。
第20節 総務委員会
(総務委員会の構成)
第20条 総務委員会は、委員会に次ぐ議決機関であり、委員会から選出された総務委員によって構成される。
(1) 各クラス委員 1名
(2) 体育局 # 6名
(3) 文化局 # 6名
(4) 広報局 # 3名
計21名
(総務委員会の役割)
第21条 総務委員会は、本会運営に必要な事項を審議する。
(総務委員会の招集)
第22条 総務委員会は、次の場合は總務委員会を招集しなければならない。
(1) 総務委員が必要と認めた場合。

- (2) 総務委員の3分の1以上の要求があつた場合
(3) 各委員会の要求があつた場合
第4節 委員会
(委員会の構成)
第23条 各委員会は、広報局および文化、体育の各部から選出された委員により、それぞれ構成される。
第24節 広報、文化および体育の各委員会は、それぞれの局の運営に必要な事項を審議する。
第5章 執務機関
第1節 総務局
(総務局の目的)
第25条 総務局は、会務を円滑に運営するための最高執行機関である。
(総務局の組織)
第26条 総務局の組織は、次の通りとする。ただし必要に応じ総務委員の承認を得て、編成員を増設する。1から6までの役員は総務局の職に選出する。
(1) 総務委員長 1名
(2) 副委員長 1名
(3) 会計 2名
(4) 書記 1名
(5) 役 外 1名
(6) 広 告 1名
(7) 次 長 4名以内
(8) (ただししこれは全員会から募集する)
(総務局の任務)
第27条 総務局の任務は、次の通りとする。
(1) 総務局は、予算を定ならびに本会運営に必要な事項を議論して当該事務機関に提出する。
(2) 全般的行事、その他のクラス中心のことについてその円滑な運営を図る。
(3) 学友会総会、委員会総会、総務委員会の招集事務とその議事録作成および保管。
(4) 専門委員会の設立（最長期間3ヶ月とし、専門委員会委員長を総務局次長とする。ただし次長は総務委員会で議決権を有しない。）
(5) 会員に対して評議会開催の要請
(6) 学友会備品の保管状況の立ち入り監査を行う。
(7) その他、会務運営上必要なこと。
第2節 広報局
(広報局の役割)
第28条 広報局は、全学の報道機関として言論を通じて、学間、文化、思想の発展を計ることを目的とする。以上の目的の発展を阻害している社会の悪習、守備の諸問題を鋭敏に感受し、公平な立場で正しい解決方法を希求し、学生の要求を代表して広くその報道に努める。

- 第29条 広報局の審議は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
(2) 宣 声 1名
(3) 総務委員 1名

- 第30条 広報局は全員会より募集され、構成される。

- 第31条 本局は次の事を行う。

- (1) 原則として5日前以上新聞を発行する。

- (2) ニュース速報等を出す。

- (3) 講演会、討論会、映写会等を行う。

- (4) 学内連絡事項

- (5) その他の連絡に必要なこと。

- 第32条 文化局および体育局
(文化局および体育局の役割)
第33条 文化局は、学術、文化の向上とその円滑なる運営を図るための執行機関である。
- 2 体育局は、体育の向上とその円滑なる運営を図るための執行機関である。
- (文化局および体育局の組織)
- 第34条 文化局および体育局の組織は、それぞれの通りとする。
- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 総務委員 6名
- (6) (文化局および体育局の任務)
- 第35条 文化局および体育局の任務は、それぞれの通りとする。
- 1 文化局の任務
- (1) 文化委員会の招集事務と議事録の作成保管
- (2) 文化局所属各部および同窓会の文化活動推進と学内連絡
- (3) その他、文化活動中心の事項
- 2 体育局の任務
- (1) 体育委員会の招集事務と議事録の作成保管
- (2) 体育局所属各部および同窓会の体育活動推進と学内連絡
- (3) その他、体育活動中心の事項
- (4) 球類の運営
- (5) その他、運営に必要な事項を定める
- 3 会員の連絡
- (6) 会員の連絡
- (7) 会員の連絡
- (8) 会員の連絡
- (9) 会員の連絡
- (10) 会員の連絡
- (11) 会員の連絡
- (12) 会員の連絡
- (13) 会員の連絡
- (14) 会員の連絡
- (15) 会員の連絡
- (16) 会員の連絡
- (17) 会員の連絡
- (18) 会員の連絡
- (19) 会員の連絡
- (20) 会員の連絡
- (21) 会員の連絡
- (22) 会員の連絡
- (23) 会員の連絡
- (24) 会員の連絡
- (25) 会員の連絡
- (26) 会員の連絡
- (27) 会員の連絡
- (28) 会員の連絡
- (29) 会員の連絡
- (30) 会員の連絡
- (31) 会員の連絡
- (32) 会員の連絡
- (33) 会員の連絡
- (34) 会員の連絡
- (35) 会員の連絡
- (36) 会員の連絡
- (37) 会員の連絡
- (38) 会員の連絡
- (39) 会員の連絡
- (40) 会員の連絡
- (41) 会員の連絡
- (42) 会員の連絡
- (43) 会員の連絡
- (44) 会員の連絡
- (45) 会員の連絡
- (46) 会員の連絡
- (47) 会員の連絡
- (48) 会員の連絡
- (49) 会員の連絡
- (50) 会員の連絡
- (51) 会員の連絡
- (52) 会員の連絡
- (53) 会員の連絡
- (54) 会員の連絡
- (55) 会員の連絡
- (56) 会員の連絡
- (57) 会員の連絡
- (58) 会員の連絡
- (59) 会員の連絡
- (60) 会員の連絡
- (61) 会員の連絡
- (62) 会員の連絡
- (63) 会員の連絡
- (64) 会員の連絡
- (65) 会員の連絡
- (66) 会員の連絡
- (67) 会員の連絡
- (68) 会員の連絡
- (69) 会員の連絡
- (70) 会員の連絡
- (71) 会員の連絡
- (72) 会員の連絡
- (73) 会員の連絡
- (74) 会員の連絡
- (75) 会員の連絡
- (76) 会員の連絡
- (77) 会員の連絡
- (78) 会員の連絡
- (79) 会員の連絡
- (80) 会員の連絡
- (81) 会員の連絡
- (82) 会員の連絡
- (83) 会員の連絡
- (84) 会員の連絡
- (85) 会員の連絡
- (86) 会員の連絡
- (87) 会員の連絡
- (88) 会員の連絡
- (89) 会員の連絡
- (90) 会員の連絡
- (91) 会員の連絡
- (92) 会員の連絡
- (93) 会員の連絡
- (94) 会員の連絡
- (95) 会員の連絡
- (96) 会員の連絡
- (97) 会員の連絡

- 第8条 資料を館外利用する場合は、その貸出を認める。
- 2 貸出冊数及び貸出期間について、別段のとおりとする。
- 3 資料が貸出中の場合に所定の手続きを経て予約することができる。
- 4 貸出を受けている資料は、前項の予約がない場合において3回に限り貸出の更新を受けることができる。但し、貸出制限のある資料については更新を認めない。
- (長房貸出)
第9条 講座または科の代表者に限り、資料長期貸出を認める。但し、一人50冊以内とする。
- 2 前項の貸出については、6箇月毎に貸出の更新手続きをとらなければならない。
- (学生定期貸出)
第10条 夏季休業及び冬季休業にあたり、学生に資料の長期貸出を認める。但し、一人と図書5冊以内とし、両図書は冊数の制限を設けないものとする。
- 2 前項の貸出については、貸出の更新を認めない。
- (新着誌録)
第11条 受入して1週間を経過しない新着新誌は館内の閲覧に限る。
- (返却期限の超過)
第12条 遅延期限を超過した利用者に対しては、その超過した期間に応じて、貸出を停止する。
- (禁帯出資料)
第13条 次の資料は、館外に帯出することができない。
- (1) 貴重図書
 - (2) 事典、辞書類、全書類、写真、国版類
 - (3) 新聞、パンフレット類
 - (4) その他図書館員が貸出することを不適当と認める資料
 - (5) 著作権法上、利用に制限のある資料
- 第14条 貸出資料は、点検の他管理上の必要に応じて返却を求めることができる。
- (遵守事項)
第15条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 静かを保つこと。
 - (2) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (3) 資料は、丁寧に扱い、汚損・破損しないこと。
 - (4) 建物、器物を汚損・破損しないこと。
 - (5) 紛失等による弁償
- 第16条 資料を紛失または汚損・破損させた者は、代替の資料を代納するか、または相当の代価を弁償しなければならない。
- (規程の改廃)
第17条 この規程の改廃については、全学図書委員会の議を経て図書館長が行なうものとする。

附 則

昭和40年4月19日制定
昭和42年7月9日一部改正
平成14年6月25日一部改正
平成24年4月1日改正
平成30年4月1日改正
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 86 -

- 87 -

【学生健康診断規程】

(趣旨)
第1条 この規程は、学校法人岩手医科大学が運営する大学院、大学、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という）に在籍する学生（大学院、大学、短期大学及び専門学校に在籍する者をいう。以下同じ。）に関する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(健康診断の実施)

第2条 大学等は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく毎年1回、健康診断を実施しなければならない。

2 健康診断は健康管理センターが実施する。

(健康診断の範囲)

第3条 健康診断は定期的健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎年1回定期に行なうものとする。

3 臨時健康診断は、健康管理センター長が必要と認めたときに行なうものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は健康診断を受けなければならぬ。

2 学生は、健康診断を受けたときは、健康管理センター長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断書を健康管理センターに提出しなければならぬ。

3 前項の規定による健康診断書を提出できないときは、健康管理センター長に申し出て指示を受けなければならぬ。

(健康診断の総合評価及び処置)

第5条 健康管理センター長は、学校医に依頼し健康診断の結果を別表により判定し、学部長等に報告するとともに、学生に通知するものとする。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規制または治療を要する者があるときは、健康管理センター長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行なうなければならない。

2 学校医は、必要に応じて相談指導を実施し、学校医の指导下のもと保健室が保健指導を実施する。

3 健康診断の結果、疾患のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の健康診断)

第7条 病後のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、健康管理センター長に申し出て、健康診断を受けなければならぬ。

(医療書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、健康管理センター運営委員会の議を経て、理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【人権侵害の防止等に関する規程】

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岩手医科大学（以下「本学」という。）において、人権侵害の防止及びその撲滅を推進し、もって学生、職員（有期雇用契約職員、派遣労働者、業務委託者の契約により本学に就職される者を含む。以下同じ。）及び研究・研修のため本学に在籍している者（以下「学内関係者」という。）が個人として尊重され、人権を阻害されることなく就学、就労、教育、研究、診療（以下「就学・就労」という。）できる健全な環境を確保することを目的とする。

（不利益取扱いの禁止）

第2条 本学は、人権問題の苦情・相談の申出、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他の人権問題への正当事な対応をした者に対して、就学・就労において不利益な取扱いをしてはならない。

（プライバシーの保護）

第3条 人権問題に携わる者は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負うものとする。人権問題委員及び相談員を退任した後も同様とする。

（定 義）

第4条 この規程において、次の用語の意義は、当該各条に定めるところによる。

① 人権侵害 不尊重に差別的な言動又は相手を不快にさせ

る行為であって次に掲げるもの

ア セクシャル・ハラスメント

イ パワーア・ハラスメント

ウ アカデミック・ハラスメント

エ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラス

メント

オ 思想・信条・良心の自由及び言論の自由に関する差

別

カ 就学・就業に関する機会均等に関する差別

キ 出生の事情や家族の職業等に関する差別

ク 脊髄のある人にに対する差別

ケ 国籍・民族等に関する差別

コ 容貌や容姿に対する差別

サ 暴力

（2）セクシャル・ハラスメント・学内関係者が職務上の地位又は

権限等を不当に利用し、他の学内関係者に対して行う

就労上等の不適切な言動

（3）パワーア・ハラスメント・学内関係者が職務上の地位又は

権限等を正当に利用し、他の学内関係者に対して行う

就労上等の不適切な言動

（4）アカデミック・ハラスメント・学内関係者が職務上の地位又は権限を不当に利用し、学生や他の学内関係者に

に對して行う教育研究等の不適切な言動

（5）妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント・妊娠・出産・育児・介護に関する制度や利用を阻害する言動又は妊娠・出産・育児・介護に関する制度や慣習を利用したことによる不適切な言動

第2章 防止体制

第1節 理事長等

（理事長の責務）

第5条 理事長は、本学における人権侵害の防止等に関する事務を統括し、事案が発生した場合には必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（学内関係者の責務）

第6条 学内関係者は、人権侵害のない健全な学業・就労の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

2 就学・就労の管理監督の地位にある者（以下「管轄監督者」という。）は、良好な環境を維持するために人権侵害の防止及び抑制に努めるとともに、事案が発生した場合は迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 管理監督者は、人権侵害の防止及び排除について、学内関係者に周知徹底しなければならない。

第2節 人権問題委員会

（人権問題委員会）

第7条 本学に、人権問題に関する調査を行いその解決を図り、改善策を協議するため、人権問題委員会を置く。

2 人権問題委員会は、次の事項を所掌する。

（1）人権侵害事案の調査・監査

（2）人権侵害事案の当事者間の調停

（調停及び監査）

第8条 人権問題委員会は、次の委員をもって組織する。

（1）各学部から選出された教員 各1名

（2）看護部から選出された職員 1名

（3）学務部長

（4）総務部長

（5）学外有識者 1名

（6）その他委員長が必要と認める者

2 委員は、第13条に定める相談員を兼ねることができない。

3 第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は補欠の委員の任期は、前任者の就任期間と

（委員）

第9条 人権問題委員会に委員長を置き、委員がこれを互選する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事情聴取)
第10条 人権問題委員会は、当事者その他事案に関係を有する者の出席を認め、その意見若しくは説明を聽き又は必要審査の提出を求めることがある。

2 人権問題委員会は、専門的知識を有する者の出席を求める。その意見を聞くことができる。

(委員の除斥)

第11条 人権問題委員会の委員は、人権侵害に関する事実調査の対象者となった場合は又は委員の配偶者に関する事業については、審議に加わることはできない。

(意見見申上)

第12条 人権問題委員会は、調査の結果、人権侵害の事実があり、就業規則等に基づく懲戒又は労働環境の改善が必要と認めたときはその旨を人事委員会に、学則等に基づく懲戒又は就業規則の改善が必要であると認めたときはその旨を学生部長会議に意見見申上できるものとする。

第3条 相談員

(相談員)

第13条 人権問題に関する苦情の申出及び相談（以下「事情相談」という。）に対応するため、本学に相談員を置く。

2 相談員は、次の者とし、第1号から第5号までの相談員は、理事長が指名し、第6号の相談員は、理事長が任命する。

(1) 教員 男女各1名

(2) 看護師部教諭 2名

(3) 健康管理センター職員 1名

(4) 内丸キャンパスに勤務する事務局職員 男女各1名

(5) 矢巾キャンパスに勤務する事務局職員 男女各1名

(6) 学外寄宿舎 1名

3 判決員の任命は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合は後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任務)

第14条 相談員は、苦情相談の申し出があった場合は、迅速にこれを受け付け整理して、概要を人事課長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた人事課長は、相談員の中から原則として3名を指名して当該苦情相談を担当せらるるものとする。

3 前項の相談員は、適切な相談場所のもと、相談者の立場と状況に十分留意して、相談者本人からのみ事情を聴取し、解決に向けた勧言等を行う。この場合において、相談者以外の者から事情聴取を行う必要があるときは、人事課長はこれを通じてこの旨を人権問題委員会に通告するものとする。

第4節 防止対策

(防止対策)

第15条 本学は、役職員に対し研修又は階級昇進の調査等を行へ、人権侵害の防止に努めるものとする。

(事務)

第16条 人権問題に関する事務は、総務部人事職員が行管する。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は人事委員会の議を経て、理事会が決定する。

附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

【別例：ハラスメントに因るうる言動】

1. セクシル・ハラスメント

(1) 半服だけ衣装を交換したり、性的な話題でからかう。

(2) 性的な事を立てる。

(3) 性的に対し食事やデータに執拗に説く。

(4) 容姿、年齢、結婚等について酷評する。

(5) 不必要な身体への接触。

(6) 握りや水着のポスター等を学内に貼る。

(7) 雑誌等の半服な写真、記事等をわざと見せたり、読んだりする。

(8) 性的内容の悪戯をかけたり、性的な内容の手紙やEメールを送る。

(9) 敷設迷惑の席席において、異性に対し、隣に座ることや握手を強要する。カラオケでデュエットを強要する。

(10) 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」となどと発言する。

2. パワーハラスメント

(1) 「給料どれぼう」呼ばわりをする。

(2) ゴミ箱を蹴る、机を叩く、椅子を投げる等、感情にまでさせていたずらする。

(3) 皆の前で人格を攻撃するよう叫んでくる。

(4) お前を噴す等と脅す。

(5) 特定のメンバーを無視するよう部下に命じる。

(6) 休日等に電話・Eメール等で仕事の失敗を繰り返し、又は長時間責める。

(7) あえて困難な仕事を与え、業績が上がらないことを執拗に責める。

(8) 仕事と関係のない娯楽・食事への参加を強要する。

3. アカデミック・ハラスメント

(1) 本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを付ける。

(2) 「自分は放任主義だ」と称して教育や研究指導を怠る。

(3) 特定の学生に対して、指導拒否や侮辱的な発言をしたりする。

(4) 正当理由もなく単位を与えない。

(5) 品の悪い特定の学年の評価結果を示し、叱責する。

(6) 指導の範囲を越えた個人格好を注視する行動を行ふ。

(7) 深夜や休日まで攻撃し、研究を押付ける。

(8) 学生に対して私的な用事をいつけける。

4. 紫外線・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

(1) 紫外線休暇を希望する者に対して、上司が「休みをとるなら辞めてもらら」と解説を示唆する。

(2) 時間外労働の制限を希望する者に対して、上司が「次

の査定の際に別に昇進しないと思え」と不利益な取扱いを示唆する。

(3) 育児休業を希望する者に対して、上司が「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と発言し、取得を諦めさせる。

(4) 介護休業を希望する者に対して、「自分なら請求しないでもそもそもできない」と発言したところ、それでも介護休業を希望したいと言わわれたが、再度同様の発言をし、取得を諦めさせる。

(5) 所定外労働の制限をしている者に対して、上司・同僚が「所定外労働の制限をしている人は大した仕事はさせられない」と繰り返し又は繼續的に発言する。

(6) 短時間勤務をしている者に対して、上司・同僚が「自分が短時間勤務をしているなんて周りを考えていなければ」と繰り返し又は繼續的に発言する。

(7) 紹介した者に対して、上司・同僚が「姉妹はいつか何か分からなくなるから仕事は任せられない」と繰り返し又は繼續的に発言し、仕事をさせない。

(8) 紹介した者に対して、上司・同僚が「姉妹は忙しいから仕事は任せられない」と繰り返し又は繼續的に発言する。

5. その他のハラスメント

(1) 故意に悪口を継続する。

(2) 本人の内情や兄弟、妻子、親類の誹謗中傷。

(3) 「便」、「ひやり」、「お嬢さん」、「おじさん」、「おばさん」などと人格を認めないと呼ぶ方をする。

(4) 個人のプライバシーに立ち入りる。

【岩手医科大学薬学部学業奨励奨学生規程】

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学薬学部の学生のうち、特に学業成績、人物ともに優秀な者に対し、奨学生を給付することにより、学業を奨励することを目的とする。

(賞)

第2条 この奨学生の給付を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 第2学年から第5学年までの在学生のうち、前年度の成績が優秀であった者

(2) 第6学年の在学生のうち、第1学年から第5学年までの成績が優秀であった者

(年 間)

第3条 奨学生の給付する期間は当該年度限りとする。

(授用規)

第4条 奨学生は、第2学年から第6学年の各学年10名以内とする。

(奨学生の額及び給付の方法)

第5条 奨学生は年額10万円とし、一括給付する。

(選考及び決定)

第6条 奨学生は、薬学部教授会で選考のうえ、運営会議の議を経て理事会に該当する。

(理事会の決定)

2 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。

(決定の取消及び認可)

第7条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、運営会議の議を経て理事会の決定を取り消すことができる。

(1) 奨学生を辞退したとき。

(2) 退学(肺気・死亡の場合は除く)したとき。

(3) 戒成犯等分、学生としての本分にもとる行為があつたとき。

(4) その他奨学生として不適切であると認められるとき。

2 前項第2号から第4号までの何れかに該当することにより奨学生の決定を取り消された者は、給付された奨学生の金額を直ちに返還しなければならない。

(規則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、薬学部教授会の議を経て薬学部長が別に定める。

(規則の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。

(事 務)

第10条 この規程に関する事務は、矢巾キャンパス教務課が担当する。

【岩手医科大学薬学部入学試験 優秀者奨励奨学生規程】

(目的)

第1条 この規程は、本学薬学部の入学試験合格者のうち成績優秀な者に奨学生を給付し、もって本学薬学部の発展に貢献することを目的とする。

(賞)

第2条 奨学生の給付又は奨学生としての授業料等の減免（以下「奨学生」という。）を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から5位までの者

(2) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位6位から10位までの者

(3) 指定校面接入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(4) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から5位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(5) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(6) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(7) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(8) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(9) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(10) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(11) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(12) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(13) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(14) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(15) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(16) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(17) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(18) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(19) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(20) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(21) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(22) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(23) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(24) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(25) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(26) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(27) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(28) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(29) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(30) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(31) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(32) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(33) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(34) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(35) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(36) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(37) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(38) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(39) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(40) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(41) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(42) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(43) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(44) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(45) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(46) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位1位から10位までの者で、入学後に実施する基礎学力測定テストで薬学部における成績が上位1位から20位以内の者

(47) 前期一般入学者試験合格者のうち成績が上位

【岩手医科大学薬学部育英奨学生規程】

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学薬学部の学生のうち、学業成績及び人物とも優秀であり、経済的負担の軽減を要する者に対し、奨学生を給付することにより、育英奨学生に貢献することを目的とする。

(資格)

第2条 この奨学生の給付を受けることのできる者は、薬学部で在学している者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 学業成績及び人物とも優秀である者

(2) 経済的負担の軽減を要する者

(期間)

第3条 奨学生に給付する期間は当該年度限りとし、次年度以降の再申請を行わない。

(採用規則)

第4条 奨学生は、24名以内とする。

(奨学生の報酬及び給付の方法)

第5条 奨学生は年額18万円とし、前期、後期に分割給付する。

(募集)

第6条 奨学生の募集は、毎年4月に行う。

(申請)

第7条 奨学生の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、募集期間内に学長会にて提出しなければならない。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 家庭状況調査書(様式第2号)

(3) 所得・税務証明書(当該市区町村が発行したもの)

(選考及び決定)

第8条 奨学生は、薬学部教授会で選考のうえ、運営会議の議題にて理事会が決定する。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。

(異動の届出)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに届け出なければならない。

(1) 奨学生を辞退するとき

(2) 休学・停学又は退学するとき

(3) 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に変更があった場合

(決定の取消及び返還)

第10条 理事長は、選学生が次の各号の一に該当するときは、運営会議の議題を経て選学生の決定を取り消すことができる。

(1) 奨学生を辞退したとき

(2) 退学(病気・死亡の場合を除く)したとき

(3) 懲戒処分等、学生としての本分にもとる行為があったとき

(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(5) その他の選学生として不適切であると認められるとき

2 前項第2号から第4号により選学生の決定を取り消された者は、給付された奨学生の全額を直ちに返還しなければならない。

(締則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する事項は、薬学部教授会の議を経て薬学部長が別に定める。

(規程の改訂)

第12条 この規程の改訂は、運営会議の議を経て理事会が決定する。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、矢巾キャンパス教務課が担当する。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

【岩手医科大学看護学部貸与奨学生規程】

制定 平成28年9月26日

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学(以下「本学」という。)看護学部貸与奨学生について必要な事項を定めるものとする。

(締則)

第2条 この規程において、看護学部等とは、保健師助産師看護院(令和23年法律第203号)に規定する保健師、助産師及び看護師をいう。

(貸与)

第3条 奨学生は、本学看護学部に在籍し、次の各号のいずれにも該当する者の者に基づき、選考のうえ、貸与する。

ただし、卒業時に看護師等として認定の病院等に勤務することを条件とした地方公共団体等の奨学生制度を利用する者は申請することができない。

(1) 卒業後、学校法人岩手医科大学(以下「本法人」という。)に看護師等として勤務し、本法人の発展に寄与する意思がある者

(2) 人物・学業成績とも優秀である者

(3) 経済的負担の軽減を要する者

2 奨学生の貸与は、当該年度限りとし、次年度以降の再申請は受けない。

3 奨学生の貸与金額は、年額36万円とし、前期、後期の二期に分割して貸与する。

4 奨学生は、無利子で貸与する。

(申込)

第6条 奨学生の貸与金額は、年額36万円とし、前期、後期の二期に分割して貸与する。

5 好きな方には、各学年10名以内とする。

(貸与金額及び方法)

第6条 奨学生の貸与金額は、年額36万円とし、前期、後期の二期に分割して貸与する。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(貸与)

第7条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(貸与金額)

第8条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第9条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(決定の取消及び返還)

第10条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第11条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第12条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第13条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第14条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第15条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第16条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第17条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第18条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第19条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第20条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第21条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第22条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第23条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第24条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第25条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第26条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第27条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第28条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第29条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第30条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第31条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第32条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第33条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第34条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第35条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第36条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第37条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第38条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第39条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第40条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第41条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第42条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第43条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第44条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第45条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第46条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第47条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第48条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第49条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第50条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第51条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第52条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第53条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第54条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

第55条 好きな方には、各学年10名以内とする。

2 好きな方には、各学年10名以内とする。

(選考及び決定)

岩手医科大学生命倫理規範

本学は、「誠の人の育成」という建学の精神に基づき、専門の学理に対して誠実な理想を持ち、医療及び生命科学の研究・教育を通じて社会の進歩、福祉に貢献してきた。

関連諸科学が日々急速に進展するなか、本学が今後とも社会の要請に応えるために、すべての職員には、誠の精神に由来する高い倫理観をもって行動することが求められている。

本学は、すべての職員が常に自覚し、遵守すべき指針として、ここに生命倫理規範を制定し、本規範に基づき医療・研究を推進するとともに、生命倫理に関する教育と啓発活動に力を注ぐことを宣言する。

- 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、人間の尊厳を第一の原則とする。個人の有する基本的人権に敬意を払い、個人の自律を尊重するため、インフォームド・コンセントの原則を遵守し、意思決定能力が十分でない人々の権利保護にも務める。また個人のプライバシーの権利を尊重し、個人情報の保護のために最善を尽くす。
- 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、無危害原則と善行原則を遵守する。医療においては個人に危害を加えることがあってはならず、個人に最善の利益を与えるよう努める。研究においては、個人、社会及び人類にもたらされる将来にわたる利益を最大化し、危害を最小化することを目指す。その際、個人の受けける不利益、未来世代への影響にも十分に配慮する。さらに、人類に多大な利益を与えると予想される研究であっても、個人の持つ人間の尊厳及び個人の福利を何よりも優先する。また実験動物の福祉にも十分に配慮する。
- 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、正義原則を旨とする。医療においては、個人を平等に扱い、医療資源の配分は公平に行う。研究においてもたらされる利益は社会的に公平に配分し、不適切な格差が生じないようにする。また極めて有用な研究であっても、社会的差別の要因となる可能性があるため、社会的に弱い立場にある人々を対象として実施する場合には、その人権、利益について最大限に配慮する。
- 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、多面的な要請に応えるために、学内諸分野及び学外諸機関・施設との共同作業を積極的に推進する。共同作業に伴う倫理的配慮や得られた科学的成果についての情報は適切に公表し、社会に対する説明責任を果たす。
- 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、世界医師会のヘルシンキ宣言、リスボン宣言をはじめとする各種宣言・倫理綱領の基本理念を尊重する。また省庁、関連学会によって作成された最新のガイドラインに準拠し、科学的及び倫理的観点から見て適切に課題を遂行する。これら宣言・倫理綱領・ガイドラインに示された生命倫理の精神に従い、将来の医療をになう人材の育成に努める。

(平成 26 年 3 月 11 日制定)

岩手医科大学の学生個人情報の取扱要領

学生の個人情報の取扱いについては、学校法人岩手医科大学個人情報の保護に関する規程第 18 条に基づき、次のとおりとします。

第 1 学生の個人情報は、教育指導、成績・履修管理、学納金管理、奨学生管理、学生・保護者等への連絡、学内の施設利用、生活指導、各種統計、証明書の発行、広報活動の事務、岩手医科大学主催会、父兄会、学友会の運営に必要な情報提供を行うために収集します。

第 2 収集する学生の個人情報は、氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、肖像、成績、所属クラブ、出身高校、学生が各教科で作成したレポート、答案、健康診断で取得した健康状態に関する情報、保護者・保証人に関する情報及び卒後の進路に関する情報です。

第 3 学生の個人情報は、あらかじめ学生本人の同意がある場合、法令等の規定による場合、人の生命、身体又は財産保護のため緊急かつ止むを得ない場合等を除き、第 1 に掲げる目的以外の利用や学外の第三者への提供を行いません。ただし、学生が各教科で作成したレポート等については、報告書(印刷物)にまとめ、保護者及び関係機関等に配布するがあります、成績及び健康状態に関する情報は、統計処理をして発表されることがあります。

第 4 個人情報の収集、利用、管理に関する事項を学生に周知するための書面及び本人以外に成績を開示するための本人の同意書は、別紙様式によります。

第 5 収集した学生の個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理に必要かつ適切な措置を講じます。

第 6 学生の到達度の客観的評価や顕彰のため、学内に成績評価を掲示することができます。ただし、進級判定結果は出席番号で学内に掲示します。賞罰については氏名を学内に掲示することができます。

第 7 学生の肖像が、大学ホームページや大学が発行する印刷物、その他の媒体に掲載されることがあります。

第 8 学生本人から個人情報の照会があった場合には、原則として本人には開示します。また、修正や削除の必要がある場合及び苦情には、速やかに対応します。

第 9 本件に関する問い合わせは、各教務課(健康状態に関する情報については健康管理センター)が受け付けます。

- 98 -

- 99 -

別紙様式1（第4関係）

同 意 書	
学 長 殿	
私は、岩手医科大学の学生個人情報の取扱いについて、文書により以下の項目の説明を受け同意しました。	
説明を受け同意した項目（□の中に自身で✓点を付けること。）	
<input type="checkbox"/> 大学が学生の個人情報を収集すること。 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用目的 個人情報の利用目的（岩手医科大学の学生個人情報の取扱要領 第 1）のうち同意しない項目（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 個人情報の内容 <input type="checkbox"/> 個人情報は学生本人の同意や法令等の規定、生命、身体又は財産保護に関する緊急時以外の目的外利用や学外の第三者への提供を行わないこと。 <input type="checkbox"/> 各教科で作成されたレポート等が、報告書に掲載され、保護者及び関係機関等に配布されることがあること。 <input type="checkbox"/> 成績及び健康に関する情報が、統計処理をして発表されることがあること。 <input type="checkbox"/> 個人情報の正確性の維持、安全管理に努めること。 <input type="checkbox"/> 到達度の客観的評価や顕彰のため、学内に成績評価を掲示することがあること。 <input type="checkbox"/> 進級判定は出席番号で学内に掲示することがあること。 <input type="checkbox"/> 賞罰について氏名を学内に掲示することがあること。 <input type="checkbox"/> 肖像が、大学ホームページや大学が発行する印刷物、その他の媒体に掲載されることがあること。 <input type="checkbox"/> 学生本人からの照会がある場合には、原則として本人に個人情報を開示し、修正や削除及び苦情等に速やかに対応すること。 <input type="checkbox"/> 個人情報に関する問い合わせ先	
年　月　日	
学生署名	㊞
保護者・保証人署名	㊞
※学生が未成年の場合は保護者・保証人署名欄に署名・捺印してください。 ※同意はいつでも取り消すことができます。	

- 100 -

別紙様式2（第4関係）

保護者又は保証人への成績開示に関する同意書	
学 長 殿	
(学生の氏名をご記入ください)	
保護者・保証人から要請があった場合に_____の成績を開示することに	
(同意します ・ 同意しません)	
年　月　日	
学生署名	㊞
保護者・保証人署名	㊞
※学生が未成年の場合は保護者・保証人署名欄に署名・捺印してください。 ※同意はいつでも取り消すことができます。	

- 101 -

矢巾キャンパス
建物配置図

- 102 -

- 103 -

建物配置図

矢巾キャンバス

建物配置図

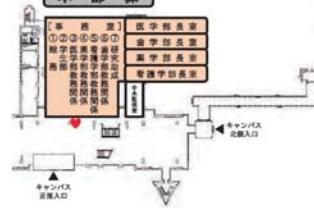
矢巾キャンバス



【西研究棟】

a : 生命科学研究技術支援センター

【本部棟】



【動物研究センター・超高磁場先端MRI研究所】

a : 医薬薬総合研究所・実験動物医学研究部門

b : 医薬薬総合研究所・超高磁場MRI診断・病態研究部門



【東研究棟SGL教室】

- ① 20人連結可能 : 1-2, 11-12, 13-14, 15-16, 17-18, 38-39, 43-44, 45-46, 47-48, 49-50
- ② 30人連結可能 : 3-4-5, 6-7-8, 35-36-37, 40-41-42



※病院移転に伴い現況と異なる場合があります

- 104 -

- 105 -



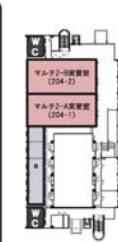
【西研究棟】

- a : 法医学講座 (法医学分野)
- b : 法科学講座 (法医学・災害・警官医学分野)
- c : 生理学講座 (総合生理学分野)
- d : 生理学講座 (細胞・生化学分野)
- e : 生理学講座 (分子・生化学分野)
- f : 生化学講座 (分子・生化学分野)
- g : 医薬品総合研究所・生体情報解析部門
- h : 医薬品総合研究所・神経科学研究部門
- i : いわて東北メディカル・メガバンク機構



【東研究棟】

- a : 教養教育センター・長室
- b : 地球学科
- c : 化学科
- d : 情報科学科 (数学分野)
- e : 情報科学科 (医療工学分野)
- f : 生物学科
- g : 人間科学科 (心理学・行動科学分野)
- h : 人間科学科 (文学分野)
- i : 外国語学科 (英語分野)
- j : 人間科学科 (哲学分野)
- k : 人文社会語学系研究室
- l : 人間科学科 (法学分野)
- m : 看護専門基礎講座



【災害時地域医療支援教育センター】

a : 救急・災害・総合医学講座 (災害医学分野)

※病院移転に伴い現況と異なる場合があります



【西研究棟】

- a : 医療工学講座
- b : 医療工衆衛生学講座
- c : 微生物学講座 (感染症学・免疫学分野)
- d : 微生物学講座 (分子微生物学分野)
- e : 臨機学講座 (情報伝達医学分野)
- f : 臨機学講座 (分子制御生物学分野)
- g : 病態生理学講座 (分子細胞病理学分野)
- h : 病態生理学講座 (薬理学分野)

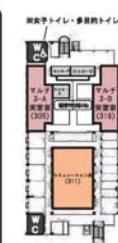


【本部棟SGL教室】

◎ 20人連続可能 : 15-16, 17-18, 19-20,
21-22, 23-24

【東研究棟】

- a : 生物医学講座 (生体防御学分野)
- b : 生物医学講座 (細胞・生化学分野)
- c : 臨床医学講座 (情報薬科学分野)
- d : 臨床医学講座 (臨床薬剤学分野)
- e : 臨床医学講座 (地域医療学分野)
- f : 臨床医学講座 (医療教育学分野)
- g : 病態生理学講座 (臨床医化学分野)
- h : いわて東北メディカル・メガバンク機構

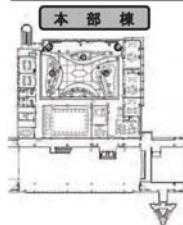


※病院移転に伴い現況と異なる場合があります



- 110 -

【西研究棟】	
a	解剖学講座 (人体発生学分野)
b	解剖学講座 (機能形態学分野)
c	解剖学講座 (細胞生物学分野)
d	解剖学講座 (発生生物学・再生医学分野)
e	病理学講座 (機能病態学分野)
f	病理学講座 (病態解析学分野)
g	病理学講座 教授室
h	病理学講座 スタッフルーム
i	医療薬総合研究所・腫瘍生物学研究部門



【東研究棟】	
a	生物薬学講座 (神経科学分野)
b	薬物学講座 (分子化学分野)
c	薬物学講座 (天然物化学分野)
d	薬物学講座 (創薬有機化学分野)
e	薬物学講座 (創造生物学分野)
f	医療薬科学講座 (創物代謝動態分野)
g	医療薬科学講座 (創物学分野)
h	医療薬科学講座 (衛生化学分野)

※病院移転に伴い現況と異なる場合があります

- 111 -



【マルチメディア教育研究棟】	
a	共通基礎看護学講座
b	地域包括ケア講座
c	成育看護学講座
d	医学教育学講座